第VI部 申請のための具体的な記載例

1	様式第1号 出向実施計画(変更)届(出向元事業主)	49
2	様式第1号別紙1 出向先事業所別調書	50
3	様式第1号別紙2 出向初期経費に係る計画届(出向元事業所)	52
4	様式第2号 出向実施計画(変更)届(出向先事業主)	53
5	様式第2号別紙 出向初期経費に係る計画届(出向先事業所)	54
6	様式第3号 出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書	55
7	様式第4号 出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書	56
8	出向協定書	57
9	出向契約書	58
10	様式第5号 出向に係る本人同意書	60
11	様式第6号(1) 支給申請書	61
12	様式第6号(2) 出向元事業所賃金補填額・負担額等調書	63
13	様式第6号(3) 出向先事業所賃金補填額・負担額等調書	65
14	様式第6号(4) 支給対象者別支給額算定調書(共通)	67
15	様式第6号(5) 支給要件確認申立書	70
16	様式第6号別紙 出向初期経費報告書(共通)	71
17	様式第7号(1) 雇用維持事業主申告書	72
18	様式第7号(2) 労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書	73
20	様式延特第1号 支給期間延長届	74
【出	出向先が自治体の場合】	
21	様式第2号 出向実施計画(変更)届(出向先事業主)	75
22	様式第6号(1) 支給申請書	76
۲×۵	は立性が認められない事業主間で行う出向の場合】	
23	出向協定書	77
24	様式第1号別紙1 出向先事業所別調書	78
25	様式第2号 出向実施計画(変更)届(出向先事業主)	79
26	様式第6号(1) 支給申請書	80
(1	公益特例】	
27	様式公特第1号別紙1 出向先事業所別調書	81
28	様式公特第2号 出向実施計画(変更)届(出向先事業主)	82
29	様式公特第6号(1) 支給申請書	83
【復	夏帰後訓練助成】	
30	様式第14号 復帰後訓練実施計画(変更)届	84
31	様式第14号別紙 復帰後訓練対象労働者一覧	86
32	様式第15-1号 OFF-JT部内講師要件確認書	87
33	様式第15-2号 OFF-JT部外講師要件確認書	88
34	様式第16号 支給申請書(復帰後訓練助成)	89
35	様式第17号 復帰後訓練支給申請額內訳	90
36	様式第18号 復帰後訓練助成 Off-JT実施状況報告書	91
37	様式第19号 eラーニング訓練実施結果報告書	92
38	様式第20号 通信制訓練実施結果報告書	93

[※]様式は厚生労働省ウェブサイトからダウンロードすることができます。様式は最新のものを、 裏面も含めてすべて印刷して利用してください。

ない理由があるときは、当該理由のやんだ 1か月が経過する日)までに提出していただ くようお願いします。出向先事業所の増加・ 変更、出向労働者の変更、出向労働者数の増 度に変更を生じたときは、その変更が生じる 日のうち最も早い日から起算して3か月前の 日から前日 (天災その他当該期日までに提出 までに提出しなかったことについてやむを 加、出向期間の延長、賃金類型、支給申請頻 しなかったことについてやむを得ない理由が あるときは、当該理由のやんだ後1か月が経過 可能であれば2週間前) (天災その他当該期 する日)までに速やかに変更内容を届けてく 出向元事業主が出向を開始する日の前

出向予定労 働者、予定期間の範囲内で減少する変更の場 合は変更届の提出を省略できます。 ただし、事務担当者職・氏名、 だない。

(1)雇用保険適用事業所番号

都品

大分類は B.19の「日本標準産業分類」を参考に、出向元事業所の主たる事業の大分類を記載してください。企業規模は「大」又は「中記載してください。企業規模は「大」又は「中 小」のどちらかに「O」を付けてください。 常時雇用する労働者の数は届出日現在、「2 か月を超えて使用される者であり、かつ、週当 たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業 員と概ね同等である者」の数を記入してくだ (参表) S

2か月を超えて使用される者とは実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の 定めのある者を含みます。 週当たりの所定労働時間が当該企業の通常 の従業員と概ね同等である者とは、現に当 該企業の通常の従業員の週当たりの労働時 間が40時間である場合は概ね40時間である 者をいいます

(出向元事業主) Щ (変更) 【出向実施計画

様式第1号 (R4.10.1)

※ 受付番号

出向実施計画(変更)届(出向元事業主) 産業雇用安定助成金

実施につき、次のとおり届けます。 この計画届による出向の状況の確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。 出向の実施につき、 なお、この計画届い

申請者が代謝人の場合、上編に代謝人の、下編に考集士の田所、合称及び存名の配入 会、申報者が出来解験が毎年世紀前代期間第18 等級で第二級的十分提出代中者又は即作 第 16 条の 3 に 版 年 4 名 等 代 程 着 で の 連 合、上 編 に 著 素 土 の 、下 編 に 申 請者の氏名等を整練してください。 #業主 住 所 〒111-1111 福島県郡山市●1-1-1 又は 名 称 ●●興業 株式会社 代理人 氏 名 安定 太郎 令和4年 10月 11日 労働局長 福島

定を含む)助成 金等の有無及び 有の場合はその 助成金等の名称 を記載してくだ 給を受ける(予 前年度に提出した計画届 一数年度において 記載の出向を継続して 雇用保險物 (3) 主たる事業及び企業規模 企業規模 住名氏所称名 大分類 提出代行者·事務代理者) 社会保険労務士 事業主又は (2) 出向元事業所の名称及び所在地等 公共職業安定所長経由)

実施している場合は、前 年度の3月31日) 委託費等名) 場合その受けている助成金・補助金・ 令和4年 11 月 1日 出向先事業所の増加・変更 000,000 出向労働者数の増加 出向期間の延長 出向労働者の変更 生活関連 サービス 業、娯楽業) 話番号 Z (6) 計画届に基文<出向を実施する期間中における助成金の支給対象となる出産の受け入れ又は本助成金以外の助成金・補助金・委託 30條1(既行後的がのものも含みます)の(3)の出向開始予定日の 30條1(既行後的なのよっなできた。 出向各事業所が複数のる場合は、各出向法事業所の出向開始予定日 のうち、歳も早いものを記録してください。 (8)変更理由 機出済の計画届の内容について、変更を届け出る場合は、a~fのう も該当する変更理由に「○」を付けてください。 祟 (3)を異なる場合) (4) 資本の額又は出資の総額/常時雇用する労働者の数 (5) 事務担当者職·氏名(電話番号 (法人である場合は代表者の氏名) 電話番号 000 (000)0000 象となる出析の受け入れ又は本 費等支給の有無 (予定を含む) 名 称 ●●興業 株式会社 事業主氏名 安定 太郎 所在地 〒1111-1111 出向開始基準日 出向元章業所

※田向先事業所ごとの審査対象期間、出向予定労働者等については、様式第1号別紙1に記載してください。

(※) 中小企業事業主とは

小売業(飲食店を含む) その他の業種 サービス業 卸売業

000万円以下又は従業員 100人以下 1億円以下又は従業員 100人以下 50人以下 300人以下 000万円以下又は従業員 3億円以下又は従業員 Ω Ω Ŋ. 資本金 資本金 資本金 資本金

をいい、大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます。

計画(変更)届の提出は郵送による提 出が可能です(郵送事故防止のため、必ず簡易 ださい。その場合、提出期限までに到達する必 書留など配達の記録が残る方法で、郵送してく 8

要があります。)。

記載例

- 労働組合等との協定書 ○確認書類(1)
- ① 出向の実施について労働組合等との間で締結した協定書 ※P. 26の記載事項が記載されている必要があります。
 - 労働者代表の確認のための書類
- (ア) 労働組合がある場合

組合員数を確認できる「組合員名簿」などの書類 (4) 労働組合がない場合 「労働者代表選任書」、「委任状」などの書類(労働者代表及 び労働者により氏名等を記載されたもの。)

- 〇確認書類(2) 事業所の状況に関する書類
 - 生産指標の確認のための書類

出向期間中に支

計画届に基づく

生産量要件を比較する期間(出向初期経費の上乗せについては該 当する場合のみ)の、月ごとの売上高、生産高又は出荷高を確認で - エニンン// vv、カムとの元よ局、生産高又は出荷高を確認さる「月次損益計算書」「総勘定元帳」「生産月報」などの書類 ② 所定の労働日・労働時間・۲コルモへエー

- 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のための書類
- (7) 事業所ごとに定められている、所定労働日・所定休日・所 定労働時間等や、賃金締切日等の賃金制度の規定を確認でき る「就業規則」「給与規定」などの書類
- みなし労働時間制又は裁量労働制をとっている場合は、(7)に (4) 出向を実施する事業所であって、変形労働時間制、事業場 加えて、そのことに関する労働組合等との協定書(企画業務 型裁量労働制の場合は労使委員会の決議書)又はその監督署 へ届け出た際の届出書の写し
 - 事業所の概況と中小企業事業主(※)に該当しているかの確認 中小企業事業主に該当する場合、に次の書類を提出していた のための書類 <u>ල</u>
- (7) 事業内容と資本金を確認できる「会社案内パンフレット」 「登記事項証明書」「法人税確定申告書」などの書類

だくことがあります

変更届を提出す る場合に「〇」を

(4) 常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」「会 社組織図」などの書類

> い。複数当ては まる場合は該当

付けてくだ

〇確認書類(3) 出向契約に関する書類

「〇」を付けて

くだみい。

するもの全て

出向の実施について出向先事業主との間で締結した出向契約 Θ

「出向契約書」(P. 27に示す事項が盛り込まれていること)

各出向労働者本人が出向することについて同意している旨を確 ② 出向労働者が出向に同意していることの確認のための書類 認できる、「出向に係る本人同意書」 (様式第5号) (注) 添付書類については、上に示したもの以外の書類を提出して頂 く場合もありますので御了承ください。

ために実施する立入検査や事業所訪問、従業員の方へのアンケート調 また、提出いただいた添付書類について、出向の実施状況の確認等の **査等において使用させていただくことがあります。**

記載例その1】 出向先事業所別調書

蒙式第1号别紙1 (R4.8.1)

自社負担分の一部を出向先へ、残りの分を労働者へ

自社負担分と出向元負担分を併せて労働者へ

自社負担分と出向先負担分を併せて労働者へ 自社負担分と出向先負担分を併せて労働者へ

自社負担分を出向元へ

自社負担分と出向元から提供された分を併せて

自社負担分を出向先へ

【賃金類型】 A型= 出店

労働者へ支払い

出向汨 出向记 出向先 出向汨

淵

※独立性の有無

出向先

対説 교 교 翻出 . 証 .: . 됐

自社負担分の一部を出向元へ、残りの分を労働者へ

出向先

向先事業所の間で互いに 出向元事業所と出向先事業 労働者を交換し合うことを指

本ガイドブックの「資本的、経済的、組織的 関連性等からみた独立性について」(P.11) をご 参照ください。 出向元事業主と出向先事業主との間に資本 金等の関係がある場合には有とし、その内容を 記入してください。

|を始めてから何ヶ月毎に支給申請を行 |Oで囲んでください。 |を行う場合には、必ず変更の生じる前日 |変更届を提出してください。) さ、ま出か変で向を更に

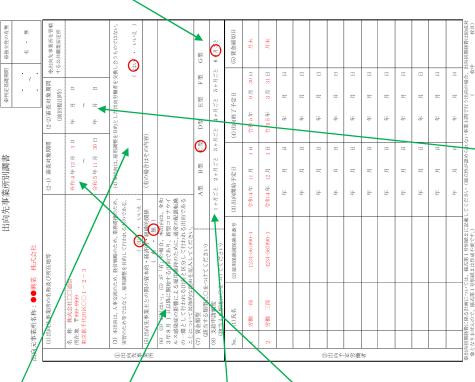
以下に従って記入してください。

1日以降に初めて提出する場合は、②(3)欄の出向開始予定日(裏面10のイに該当する者に限る)のうち、最も遅い日及び当該日から起算して12か月が経過する日を記載 欄が a 又は b のいずれかの場合に限る)を令和4年8月 〇 出向先事業所に係る計画届・変更届(様式第1号の(8) してください。

出向先事業所に係る変更届(様式第1号の(8)欄が a 限る)のうち最も遅い日を記載し、下段には当該日から起 算して12か月が経過する日を記載してください。また、ロ が遅い場合は、①(2-2)欄の審査対象期間(前回提出 又は b のいずれかの場合に限る)が令和4年8月1日以 降で二回目以降の提出である場合は、 $\widehat{\mathrm{II}}(2-1)$ 欄には、 次のイ及び口を比較の上、イが遅い場合は、上段には、②(3)欄の出向開始予定日(裏面10のイに該当する者に 時)を転記してください。 0

②(4)欄の出向終了予定日のうち最も遅い日①(2-5)欄の審査対象期間(前回提出時)の末日

ください。なお、今回の届出が令和4年8月1日以降に初 変更届 (様式第1号の(8)欄がa又はbのいずれでも ない場合に限る)を提出する場合は、 $\hat{\mathbb{U}}(2-1)$ 欄には、 回提出した計画届・変更届の(2-1)欄を転記して めて提出する変更届である場合、または、前回提出した計 画届・変更届の①(2 - 1)欄が空欄である場合は記載不 ~ □ 0



出向先

出向元

出向先

A

出向元

C=e 確

補助

[B型]

[A型]

全額自社負担で労働者へ

全額自社負担で労働者へ 自社負担分を労働者へ

負担なし 負担な(

> 出向汜 出向先

自社負担分を労働者へ

出向先 出向汨 出向先

 \parallel

出向元

出向先

出向元

出向元

[压型]

出向元

同盟

[西西]

出向先

出向元

出向先

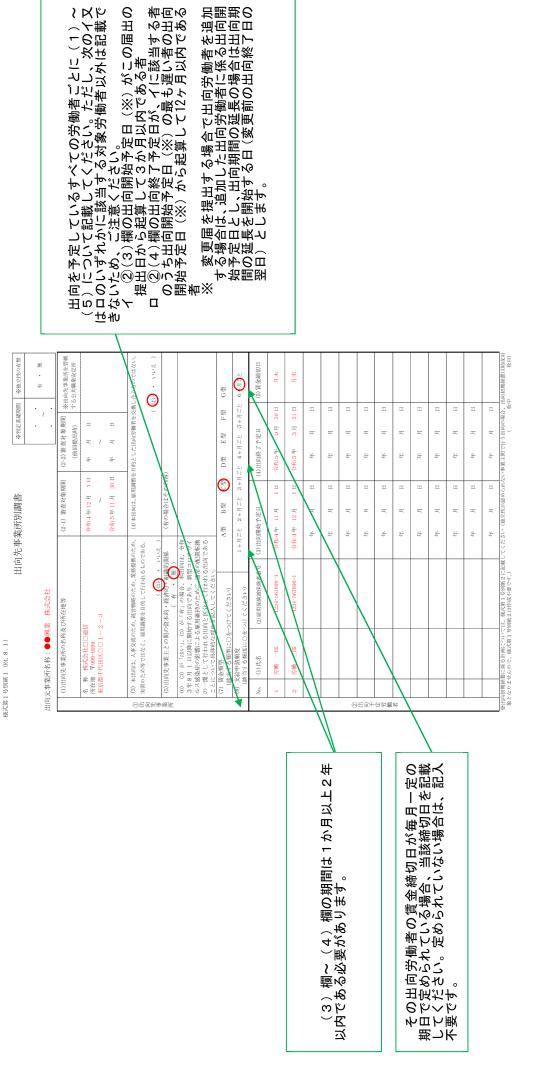
補助

[四型]

「四階

記日ま欄 を月合り転り、 前回提出した計画届・変更届の①(2-1)欄3してください。なお、今回の届出が令和4年8月以降に初めて提出する計画届・変更届である場合に、前回提出した計画届・変更届の①(2-が空欄である場合は記載不要です。

N 載例その 記 非馬 恶 事業所 光 Œ 丑



6

 \mathbf{H} 画

を 単向

すのでる出る

追向向日加開期の

者ろは終め出出了

【出向初期経費に係る計画届(出向元事業所) 記載例】

様式第1号別紙2

出向初期経費に係る計画届(出向元事業所)

教育訓練は、出向先事業所における職業に関する知識と技能等を高め、職場への適応性を高めるためのものであること等が必要です。	(詳細は P.16をご参照ください。)			
 事業所名称(雇用保険適用事業所番号:1111-111111-1) ●●興業 株式会社 対象労働者氏名 労働 一郎 	3. 出向初期経費の内容 次のうち、当てはまるものを選択してください(なお、トを選択した場合、具体的な内容を次の 枠内に記入してください。)。 出向元事業所及び出向先事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費 ロ 出向元事業所及び出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費 い 出向元事業所及び出向先事業所の就業規則等の整備・改正C要する経費 い 出向元事業所及び出向先事業所の批業規則等の整備・改正C要する経費 こ 出向元事業所及び出向先事業所の出向契約書の化成・締結に要する経費 へ 出向予働者の転居に係る経費(事業主がその全部または一部を負担する場合に限る) ト イ~への他、出向の成立に要すると認められる経費(具体的な内容を次の枠内に記入してくだ さい。)		 4. 併給調整の対象となる経費の支出 3. で選択した経費のうち、併給調整の対象となる他の助成金等の助成対象となっている(またはなる予定の)経費の有無を選択してください。 (有・・無)) 有の場合、次の括弧内に助成金等名及び当該経費を具体的に記入してください。 	(助成金等名:)
複数の対象労働者に同一の措置を実施する予定である場合によ、複数の対象労働者の氏名を記ますることができます。		出向初期経費は、令和3年1月 1日以降、出向期間の初日までに 行った措置が対象となります。		

この書類は出向先事業主が作成し、出向元事業所に提出してください。出向元事業所が取り 出を行います

向労働者の変更、出向労働者数の増加、出向期 間の延長、賃金類型、支給申請頻度に変更を生 じたときは、その変更が生じる日のうち最も早 その他当該期日までに提出しなかったことに ついてやむを得ない理由があるときは、当該理 由のやんだ後1か月が経過する日)までに速や 出向元事業主が出向を開始する日の前日(可 能であれば2週間前)(天災その他当該期日ま でに提出しなかったことについてやむを得な い理由があるときは、当該理由のやんだ後1か 月が経過する日)までに提出していただくよう お願いします。出向先事業所の増加・変更、出 い日から起算して3か月前の日から前日(天災 かに変更内容を届けてください。

し、事務担当者職・氏名、出向予定労働 者、予定期間の範囲内で減少する変更の場合は 変更届の提出を省略できます。 大分類は B. 19の「日本標準産業分類」を参 考に、出向先事業所の主たる事業の大分類を 記載してください。企業規模は「大」又は「中 小」のどちらかに「O」を付けてください。 常時雇用する労働者の数は届出日現在、「2 月を超えて使用される者であり、かつ、週当 たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業 と概ね同等である者」の数を記入してくだ 2か月を超えて使用される者とは実態として2か月を超えて使用されている者のほ か、それ以外の者であっても雇用期間の定 めのない者及び2か月を超える雇用期間の 定めのある者を含みます。

週当たりの所定労働時間が当該企業の通常

の従業員と概ね同等である者とは、現に当 該企業の通常の従業員の週当たりの労働時 間が40時間である場合は概ね40時間である いいます

(出向先事業主) Щ (変更) (田向実施計画

記載例

様式第2号 (R4.10.1)

事業主 作 所 〒111-1111 福島県福島市●●9-9-9 又は 名 称 ▲▲1丁 株式会社 代理人 氏 名 雇用 次郎 出向実施計画(変更)届(出向先事業主) 申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 出向の実施につき、次のとおり届けます。 なお、この計画届による出向の状況の確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。 下 称 事業主又は (提出代行者・事務代理者) 産業雇用安定助成金 労働局長 殿 公共職業安定所長経由) 合和4年 10月 11日

)(1)の期間中に支給を受ける(予定を含む)助成金等の有無及び有の場合はその助成金等の名称を記載してください。また、事業所において雇用する雇用保険被保険者が休業支援金を受給している場合は、有に「〇」を付けた上で

(N)

※ 吸付審与

右欄に「休業支援金」と記載してください。

骨脂者を空機1.合 **大分類** 社会保険労務士 、て行われるも (李文括令) (2) 事業所の名称及び所在地等 (福島市●9-9-9 3氏名 雇用 次郎 名 称 ▲▲IT 株式会社 所在地 〒111-1111 (1)雇用保険適用事業所番号 委託費等支給又は雇用 福島郡山

解型コロナウイルス級条金の影響、シューは24年に開発する日向で の配置振激の一線として行われる旧向と区分にて行われる である。(※(1)が「打い」(9)が「右」の場合のな出線して さい) a 出向労働者数の増加 b 出向期間の延長 c 出向先事業所の増加・変更 d 出向労働者の変更 最も早い出向の開始予定日カ 動者のうち、 前、日本珍典 糖出済の計画届の内容について、変更を届け出る場合は、a~f のうち該当する変更無出に「○」を付けてください。 # ●●興業 株式会社 〒1111-1111 福島県郡山市●●1-1-1 (有の場合はその内容)

(※)計画(変更)届の提出は郵送による提出 留など配達の記録が残る方法で、郵送してくだ が可能です(郵送事故防止のため、必ず簡易書 さい。その場合、提出期限日までに到達する必

要があります。)。

1億円以下又は従業員 100人以下

100人以下 50人以下

5,000万円以下又は従業員 000万円以下又は従業員

資本金 資本金 資本金 資本金

小売業(飲食店を含む)

サービス業

卸売業

中小企業事業主とは

8

Ω.

300人以下

3億円以下又は従業員

【添付書類】

出向元事業所と出向先事業所の間で互いに労働者を交換し合うことを指しま

- 事業所の状況に関する書類 〇確認書類(2)
- 受け入れている派遣労働者の人数の確認のための書類 比較するそれぞれの月ごとの月末の人数を確認するこ (派遣労働者を受け入れている場合)
 - ② 所定の労働日・労働時間・休日や賃金制度の確認のため とができる「派遣先管理台帳」 の書類
-) 事業所ごとに定められている、所定労働日・所定休日・所定分している、所定労働時間等や、賃金締切日等の賃金制度の規 定を確認できる「就業規則」「給与規定」などの書類 6

該当する選択 肢をOで囲んで

ください。

独口和につい 済的、組織的関 連性等からみた

クの「資本的、

本ガイ ドブ

て」(P.3)をご参

照ください。

- 場合は、(7)に加えて、そのことに関する労働組合等との協定書(企画業務型裁量労働制の場合は労使委員会の決議書)又はその監督署へ届け出た際の届出書の写 事業場みなし労働時間制又は裁量労働制をとっている (4) 出向を実施する事業所であって、変形労働時間制、
- 事業所の概況と中小企業事業主(※)に該当しているか の確認のための書類 <u>ල</u>

る場合に「〇」を い。複数当ては まる場合は該当

ケテトへだ

変更届を提出す

- 中小企業事業主に該当する場合、に次の書類を提出し ていただくことがあります。
- (7) 事業内容と資本金を確認できる「会社案内パンフレ ット」「法人税確定申告書」などの書類

「〇」を付けて

轄する公共職業安定

くだみい。

するもの全て

- 常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名 簿」「会社組織図」などの書類 S
- (注) 添付書類については、上に示したもの以外の書類を提

出して頂く場合もありますので御了承ください。 また、提出いただいた添付書類について、出向の実施状況の確 認等のために実施する立入検査や事業所訪問、従業員の方への アンケート調査等において使用させていただくことがありま

をいい、 大企業事業主とは中小企業事業主に該当しないものをいいます

その他の業種

記載例 向先事業所) 更 Щ 画 る計 【出向初期経費に係

様式第2号別紙

(出向先事業所) 出向初期経費に係る計画届

くだ。

教育訓練は、出向先事業所における職業に関する知識と技能等を高め、職場への適応性を高めるためのものであること等が必要です。 。 詳細は P. 16をご参照 <u>`</u> د ک (7) 出向先事業主の負担する、出向先事業所における出向労働者に係る什器・のA環境整備費用、 破服費等の初度調弁費用にあたる経費(事務用消耗品(各種用紙、文房具等でその性質が長期の使 出向元事業所及び出向先事業所の職場見学、業務説明会の実施JZ要する経費 出向元事業所と出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要 (また 次の🤚 ち、当てはまるものを選択してください(なお、チを選択した場合、具体的な内容を次の 3. で選択した経費のうち、併給調整の対象となる他の助成金等の助成対象となっている 出向労働者の転居に係る経費(事業主がその全部または一部を負担する場合に限る) 有の場合、次の括弧内に助成金等名及び当該経費を具体的に記入してください。 出向元事業所及び出向先事業所の就業規則等の整備、役正に要する経費出向元事業所及び出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費 # 出向元事業所及び出向先事業所における教育訓練に要する経費 仲 事業所名称(雇用保険適用事業所番号:1111-999999-9 イ~トの他、出向の成立に要すると認められる経費 はなる予定の)経費の有無を選択してください。 4. 併給調整の対象となる経費の支出 用に適しないもの)を除く) **空内は記入してください。**) ▲▲Ⅰ 工 株式会社 出向初期経費の内容 对象労働者氏名 一郎 (功成金等名 光動 する経費 複数の対象労働者に同一の指置を実施する予定である場合には、複数の対象労働者の氏名を記 載することができます。 出向初期経費は、令和3年1月 日以降、出向期間の初日までに った措置が対象となります。

一作

【計画届または変更届の提出時】

向を開始する日の前日までに提出が困難である場 合は、計画届を提出した日から起算して1ヶ月を経 過する日又は初回の支給申請書の提出日のいずれか (可能あれば2週間前) でに計画届に併せて提出してください。ただ 早い日までに提出することができます。 出向を開始する日の前日

計画届の審査は全ての書類の提出後となりますの ・ 提出期限に関わらず可能な限りお早めにご提出 で、提出期限

(延長届の提出時)

日又は当該延長届に係る初回の支給申請書の提出日 でに延長届に併せて提出してください。ただし、 延長希望日から起算して3か月前の日からの前 延長希望日の前日までに提出が困難である場合は、 延長届を提出した日から起算して1ヶ月を経過す #6

延長届の審査は全ての書類の提出後となりますの りお早めにご提出 に関わらず可能な限 で、提出期限

s付書類の例)建 設 業・ 浜Ο

電製 ŌÖ

軍士 ÖÖ

١J

総勘定元帳等

のいずれか早い日までに提出することができます。

売上高によりがたい場合は生産高等を括弧に記入して生産実績表、出荷伝票等の添付類を併せて提出してください。

丑 業……総合推移損益計算書、工事請負契約書等 請負契約書等 業……工事請負契約書等 業……総勘定元帳、生産実績表、比 荷伝票等 業……出荷伝票等 業……出荷伝票等 業業

業業 浜ぼ

Ж

おけるない。 (例示した書類以外にも提示を求める; があります。 (初回の提出時に利用した生産指標は、 降の提出時において原則として変更は ません。

田田寺 10 【出向元事業所の事業活動の状況に関す、

様式第3号 (R4.10.1)

出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書

下記の記載事項については、いずれも相違ありません。 なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク叉は労働局の立人検査に絡力します。 事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

10月 11日

氏 名 安定 太郎 中華本芸術園への場合の「連に代表」の、「筆師・李集中の田所、名称及び氏名の並入 後、中華が生活が他に対象がまた。 第11年のように発生する事務代制度の場合、上側に手業とす。 第11年のように発生する事務代制度の場合、上側に手業に手順者の氏名等を 電機にてきた。 事業主 住 所 〒111-1111 福島県郡山市●●1-1-1 又は 名 称 ●●興業 株式会社 代理人

公共職業安定所長経由) 腦 労働局長 福島郡田

田田 事業主义は

쌾 ĄΨ 夲 出 (提出代行者・事務代理者) 裏面の記入上の注意を必ずご確認

的核にあれっては、

继※

添付書類

Aに対応する期間の指標

又は、出向元事業所の事業主の業種の さお、次の②については、Dの3か月の平均がEの前年同期と比較して20%以上減少している場合、 $A / B \times 100$ 87.5 合和3年 9月 計画届又は延長届の提出日の属 する月の前月 1,050,000 Θ 田田元

大分類が「運輸業、郵便業(大分類日)」「宿泊業、飲食サービス業(大分類M)」「生活関連サービス業、娯楽業(大分類N)」である場合は、 羅紹羅※ 出向初期経費の支給額が加算されますので、前者に該当する場合には記載してください(後者に該当する場合は記載不要です。)。 添付書類 $D/E \times 100$ Dに対応する前年同期間の指標 令和3年 7月から 今和3年 0日まか 計画届の提出日の属する月の前月から の平均 令和4年 7月から 今和4年 9月まで 開記 (3)

総勘定元帳 72.72... 3,960,000 2,880,000

生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか 0

例年繰り返される季節的変動によるものである。 (例)・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合

ない。

(1H)

(A)(A)

・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合の年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合

なな (12) システム等の故障又は交通事故等の事故による場合 地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。 (例)・機械、 ・火災、 2

(K) \(\sigma \) (例)・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反(その疑いを含む)により行政当局から事業活動の全部又は一 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるもの。 · いだ

・不法占拠、特許侵害、名誉要損等の不法行為(その疑いを含む)により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合など の停止を命じられた場合

・その他これらに準ずる経済事情の変化 など (例)・需要の減少又は集客の困難

事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述してください。 (記述欄で不足する場合、任意様式に記述する 0

当社においては、旅行の仲介サービスを行っている。今般の新型コロナウイルスの影響により、旅行者が減少したことに上が前年同期比でおよそ 30%減少したため、事業活動の籍小を余儀なくされることになった

(5%の減少が要件) ②計画届の提出日の属する月の前月と計画届の提出日の属する月の前々月から 画面の提出日の属する月の前々月から 直近1年のいずれかの月との比較 (5%の減少が要件) ※A、B、D、E欄に計算の結果端数が 生じる場合は、小数点以下を四辞五入 して下さい。C、F欄は計算の結果、 小数点以下の端数が生じる場合は、小 数点以下第2位まで記載し、第3位以 降を…と記載してください。 ※AとBの比較は、 ①計画届または延長届の提出日の属する 月の前月と平成31年1月から2年前ま でのいずれかの同じ1か月との比較 なります。 ※ F欄の値が80以下の場合に出向勿期経 費助成の上乗せに該当します。 ※出向労働者の追加や出向期間の延長に 伴い、出向先事業所ごとの労働者の出 向終了日が審査対象期間(3(1)ウ 「計画届に記載できる対象労働者の出 向時期」(P.22)の未日を超える変更 国を提出する場合は本様式を改めて作 成し、変更届と併せて提出してくださ い。この場合、「計画届の提出日」とな っている部分は「変更届の提出日」とな 例:出向開始の日…令和3年9月1日 計画届の提出日…令和3年8月16日 A欄記入値………令和3年7月の値 B欄記入値……令和2年7月の値 D欄記入値……令和2年7月の値 〇D、E欄は、3か月の平均値 (D. E欄は生産指標の3か月の平均値 が前年同期と比較して20%以上減少し出 向初期経費の加算を希望する事業主のみ 皿 C欄の値が95以下の場合に支給対象と のいずれか(延長届の提出時は①のみ) ` ~ ……令和2年5 の平均値 よる比較も可能です 記載してくだみい。 魚:出向開始の日… 画 記入 靈 00 0 Þ. X X

、計画届または変更届の提出時

困難である場合は、計画届を提出した日から起 算して1ヶ月を経過する日又は初回の支給申請 出向を開始する日の前日までに提出が 書の提出日のいずれか早い日までに提出するこ 出向を開始する日の前日(可能あれば2週間 までに計画届に併せて提出してください。 とができます。 ただし、

計画届の審査は全ての書類の提出後となりますので、提出期限に関わらず可能な限りお早め にご提出くだみい。

【延長届の提出時】

まるこ 延長希望日から起算して3か月前の日からの ただし、延長希望日の前日までに提出が困難で ある場合は、延長届を提出した日から起算して 1ヶ月を経過する日又は当該延長届に係る初回 前日までに延長届に併せて提出してください。 の支給申請書の提出日のいずれか早い日 提出することができます。

延長届の審査は全ての書類の提出後となりま ので、提出期限に関わらず可能な限りお早め ご提出ください。

- こついては
- 出向先事業所に雇用されている労 働者(雇用保険被保険者に限る) 韓 (N)
- IJ 派遣労働者として出向先事業所 役務の提供を行っている者 については、

tu だ 各月末の人数を記載して 6

A、B欄に計算の結果端数 じる場合は、小数点以下を切 が生じる場合は、 り捨てて下さい。 Ж

記載例 H -10 【出向先事業所の雇用指標の状況に関す

様式第4号 (R4.10.1)

出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書

雇用指標の状況について次のとおり申し出ます。

令和4年

申請者が代謝人の場合、上欄に代謝人の、下欄に事業主の任所、名称及び氏名の記入 を、中籍者が社会保険が終土並能下提明所 18 条第 2 項に地定する集田代存者以其同令 第 18 条の 3 に規定する事務代理者の場合。上欄に事業主の、下欄に申請者の民名等を記載 してください。 所 〒111-1111 福島県福島市●99-9-9 移 ▲▲IT 株式会社 名 雇用 次郎 往名氏 メは、大理人 Ξ 10 H

公共職業安定所長経由) 労働局長 福島 郡山

所称名

事業主义は (提出代行者・事務代理者) 社会保険労務土

## **					
O 通	日 6	20	-		
B Aの前年同期の 労働者数および平均値	8 8	22	-		
B 光働:	7月	22	-		
1日の属する月 者数および平	E 6	18	-		
A 計画届又は延長届の提出日の属する月の前月から前々々月の労働者数および平均値	8	18	-		
A 計画届又 の前月から前 均値	月7	₩.	-		
-	•	① 雇用保険被保険者数 (日雇労働被保険者を除く)	② 出向先事業所で受け入れている派遣労働者数		

※確認権				
B 比較月として用いることが適切と 認められる1か月の労働者数	Я			
A 計画届又は延長届の提出日の属する月 の前月の労働者数	Я	*		
н		① 雇用保険被保険者数 (日雇労働被保険者を除く)	② 出向先事業所で受け入 れている派遣労働者数	3 合計(①+②)
				/

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご確認ください

〇 I の A、B 欄は、3か月の値 〇 II の A、B 欄は、1か月の値 例:出向開始の日…令和3年9月1日 計画届の提出日…令和3年8月16日 I の A 欄記入値………令和3年5

7月の値

……令和2年5 ……令和3年7 7月の値 B欄記入值 のA欄記入値 6

皿

?

……令和2年7 の値 B欄記入值 6 Ħ

×

(1)計画届または延長届の提出日の属する月の前月と前年同期との比較する月の前月と前年同期との比較(2)計画届又延長届の提出日の属する月の前月と計画届の提出日の属する月の前々月から直近1年のいずれかの月との比較(①による比較ができない場合に限る)のいずれかによる比較も可能です。この場合はエに記載してください。

※ Iによる比較を行った場合は④のAの値がBの値に対して、 ・中小企業の場合、4名以上かつ10%を超える減少・中小企業以外の場合、6名以上かつ10%を中心で

51

23

6

6

合計(①+②

③の中均値

22

%を超える減少 Ŋ

がない場合は、支給対象事業主となり得ます。

※ IIによる比較を行った場合は③のAの値がBの値に対して、・中小企業の場合、4名以上かつ10%を超える減少・中小企業以外の場合、6名以上かつ5%を超える減少・ 合は、支給対象事業主となり得 がない場合 ます。 ※ 出向労働者の追加や出向期間の延長 に伴い、出向先事業所ごとの労働者の出 向終了日が審査対象期間 (3 (1) ウ「計 回届に記載できる対象労働者の出向時 期」(P. 22)) の末日を超える変更届を提 出する場合は本様式を改めて作成し、計 回届の変更と併せて提出してください。 この場合、「計画届の提出日」となっている場合、「計画届の提出日」となってい

作成例] 【出向協定書

匝 田

●●與業株式会社と●●興業株式会社労働組合とは、事業活動の縮小に伴う出向の

1. 出向先

- ▲▲IT 株式会社 (1) 事業所の名称
- (2) 所在地

している時期

出向の実施を予定

期間(年月数)

- 情報通信業
- 次以
- 2. 出向実施予定時期・期間
 - 年以内の期間

- 出向労働者の賃金及び一時金は出向先の定めるところによる。
 - 出向期間中のその他の労働条件

出向労働者の雇用保険は、出向元において適用するものとする。

(5) 出向終了後の処遇

その際の職務内容及び賃金 出向労働者は出向終了目の翌日に当社に復帰する。

- 4. 出向労働者の範囲及びその人数
- (1) 範囲 川向労働者は、○○部門の従業員のうち、事業主が選定し本人が了解し た者とする。

この協定の有効期間は合和3年5月1日から合和5年5月31日までの間とする。

令和3年3月15日

安定 代表取締役 株式会社 ●興業

大郎

大郎 執行委員長 開発 株式会社労働組合 ●●●●●

(例) # 定 協

本作成例はあくまで例示の一つであ り、実際の協定書の作成にあたって は、出向元事業主・労働組合等の代表

実施に関し下記のとおり協定する

딞

P. 27に記載の(1) ~ (4) について

は、必ず記載してください。

者の双方で協議をお願いします。

福島県福島市●●9-9-9

雇用 代表取締役 (4) 事業主の氏名

令和3年5月1日から令和5年5月31日までの期間中で出向労働者ごとに定める2

3. 出向期間中及び出向終了後の処遇

定の締結段階で具体的な出向労働 者が未確定であるなどの理由で時

のパターンが複数ある場合や、協

出向労働者が複数おり時期・期間

を記載して下さい。 (始期・終期)と

期・期間を確定できない場合は、時期・期間の最大幅及びその範囲内

での各出向労働者の予定期間(2

年以内に限る)を記載すること

(1) 出向の形態と雇用関係

山向期間中は総務部所属とし休職扱いとする。

(2) 出向期間中の賃金

(3)

出向労働者の就業時間、休日、休暇等の労働条件は、出向先の規定によるものと

(4) 出向期間中の雇用保険の適用

は、出向する直前のものと同一とする。

なお、出向期間は、昇級及び退職金等の算定基礎となる勤続年数に算入する。

27 (2) 人数

可能です。

その1] 作成例 (出向契約書

出向元事業主・出向先事業主の双方で協議をお願いします。 次の契約書はあくまで例示の一つであり、実際の契約書の作成にあたっては、

出向契約書

いう。)とは、甲の労働者を乙に出向させるに際し、その取扱いについて下記の 00000株式会社(以下「甲」という。)と00000株式会社(以下「2」と とおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

- 第1条 本契約において、出向とは、甲の労働者を甲に在籍させたまま、乙の労 働者として乙の業務に従事させることをいう。
- 2 本契約において、出向者とは、乙に出向する甲の労働者をいう。

(出向元及び出向先の名称及び所在地)

第2条 出向元たる甲と出向先たるこの名称及び所在地は以下のとおりである。 [出向元(甲)]名称 〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 所在地

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 0000株式会社 所在地 [出向先(乙)]名 称

(出向者及び出向期間)

第3条 出向者及び出向期間は以下のとおりとする。なお、出向期間の短縮又は 延長をしようとする場合は、甲乙協議の上、書面による合意により決定し、 は決定内容を出向者に通知するものとする。

[出向者]0000(昭和00年00月00日生)

[出向期間] 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇年間)

(出向形態等)

- 第4条 出向者は、出向期間中、甲の労働者として甲に在籍したまま、乙の指揮 命令下において乙の業務に従事する。
- 2 出向者は、出向期間中、甲において休職扱いとする。ただし、出向者の出向 期間は甲の勤続年数に通算する。

(二重出向の禁止)

第5条 乙は、出向者を乙以外の会社へ出向させてはならない。

(出向者の業務等)

第6条 乙における出向者の勤務地、所属、役職及び業務内容は以下のとおりと する。なお、こは、これらの事項を変更する場合は、甲の事前の書面又は電子 メールによる承諾を得るものとする。

[勤務地] 0000

属]0000 題] 0000 所 馂

[業務内容] 0000

2 乙は、甲指定の方法に基づき、出向者の勤務状況その他甲指定の事項を翌月 〇日までに甲に報告するものとする。

(出向者の労働条件等)

- ろによるものとする(ただし、出向者が出向期間中に甲の福利厚生制度を利用 るが、労働基準法第39条第7項の規定に基づく使用者の年次有給休暇の時季 第7条 出向者の労働時間、休憩、休日、休暇、服務規律、安全衛生、法定外災 害補償、福利厚生並びにこでの配置転換及び出張については、この定めるとこ することを妨げない。)。なお、年次有給休暇は甲の勤続年数に基づき付与され 指定義務は乙が負うものとし、その取扱いについては乙の定めるところによ るものとする。
- 2 出向者の表彰及び懲戒については、この定めるところにより乙が行うもの とする。また、諭旨解雇及び懲戒解雇については、甲の定めるところにより甲 が行うものとする。
- 3 出向者の休職、退職及び普通解雇については、甲の定めるところによる。
- いては、甲の定めるところにより甲が出向者に直接支払うものとする。ただし、 4 出向者の賃金(時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金を含む。)につ 通勤費、交通費及び出張費については、この定めるところによりこが出向者に 直接支払うものとする。
 - 甲は、甲乙協議の上、乙に代わって出向者に対して労働条件の明示を行うこと 5 乙は、出向時に、出向者に対して労働条件を明示するものとする。ただし、

(安全衛生の措置等)

第8条 出向者に対する安全衛生の措置(定期健康診断その他の労働安全衛生 法上の措置を含む。)は、この負担によりこが実施する。

(社会保険等)

- 第9条 出向期間中の出向者の健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険 については、甲において被保険者資格を継続させ、その事業主負担分の保険料 は甲が負担する。
- 労働者災害補償保険については、こにおいて加入し、その保険料は乙が負担

(出向先の給与負担金等)

その2] 作成例 出向契約書

- に支払った賃金(時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金を含む。)に相 当する額を乙が全額負担する。ただし、月の途中に出向が開始し、又は終了し 第10条 本件出向に伴う給与負担金として、甲が第7条の定めに基づき出向者 た場合の当該月の給与負担金については日割り計算とする。
- 2 乙は、甲に対して、前項に定める給与負担金を当月末日までに甲の指定する 下記銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

[銀 行 名] 〇〇銀行

[支 店 名] 00支店

[口座種別] 普通

[口座番号] 00000000

[口座名義] 〇〇〇〇株式会社

- 第11条 出向者が次の各号に該当した場合、甲は当該出向者に対して復職を命 じるものとする。
- (1) 出向期間が終了したとき
- (2) 出向の目的を達成し又は出向の目的が消滅したと甲が判断したとき
- (3) 心身の故障等乙での労務提供が困難であると甲が判断したとき
- (4) 甲の休職事由、普通解雇事由、懲戒事由に該当したと甲が判断したとき
 - (5) 出向期間中に甲を退職するとき(6) 前号に掲げる事由のほか復職さも
- 前号に掲げる事由のほか復職させるべき理由があると甲が判断したとき

- 相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示又は漏洩 第12条 甲及び乙は、本契約期間中に知り得た相手方の業務上の情報その他の 機密情報(次の各号に該当するものを除く。以下「機密情報等」という。)を、 してはならず、本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
- (1) 開示を受けた時点で既に保有している情報

- (2) 開示を受けた時点で既に公知であった情報(3) 開示の前後を問わずその責に帰すべき事由によらずに公知となった情報(4) 開示の前後を問わず正当な権利を有する第三者より適法に入手した情報
 - 開示された情報に基づかずに独自に開発した情報 (2)
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、裁判所又は行政機関の命令、要請等 により要求される場合には、当該要求に対応するのに必要な範囲で機密情報 等を開示することができる。ただし、甲又は乙は、当該要求を受けた旨を相手 方に遅滞なく通知するものとする。
- 万全に機密情報等を保管するものとし、本契約が終了した場合において、相手 方から機密情報等について返却又は破棄(電磁的記録の場合は削除)を指示さ 3 甲及び乙は、機密情報等の減失、毀損又は漏洩のないようその責任において

16 れたときは、その指示に従い返却又は破棄(電磁的記録の場合は削除)をす ものとする。

4 本条の規定は、本契約終了後もなお有効とする。

(個人情報)

に関する法律、関連法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報の保護に努 めるとともに、当該個人情報を出向者の雇用管理及び業務に必要な範囲につ いてのみ使用し、当該個人情報の減失、毀損又は漏洩のないよう必要かつ適切 第13条 甲及び乙は、出向者の個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護 な措置を講じるものとする。

(有効期間)

第14条 本契約の有効期間は、第3条の規定に定める出向期間が終了するまで とする。

(合意管轄)

第15条 本契約に関する一切の紛争については〇〇地方裁判所を第一審の専属 的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

- 第 16 条 本契約の定めなき事項及び本契約の解釈適用につき疑義が生じたとき は、甲乙協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。
- 2 本契約を変更する場合は、甲乙協議の上、書面による合意による。

本契約締結の証として本書2通を作成して甲乙記名押印の上各自1通保有する。

令和00年00月00日

- 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 代表取締役社長 〇〇 〇〇 00000株式会社 ⊞-
- 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 代表取締役社長 〇〇 〇〇 00000株式会社 Ν

【出向に係る本人同意書 記載例】

様式第5号

支給申請する出向労働者

産業雇用安定助成金 出向に係る本人同意書

	※ 整理番号			
1 対象労働者氏名	労働 一郎	2 雇用保険被保険者番号	番号 1234-567890-1	
3 出向先事業所名	▲▲Ⅰ丁 株式会社	4 出向期間	令和3年9月1日 令和5年 $\overline{+}$	
	ž•		(

(チェック欄) いいえ (はい)・いいえ) はい (はい)・いいえ) といい ・いなり なお、「いいえ」の場合であっても、後から、任意の書面や電話で申告することも可能です。お近くの都道府県労働局もしくはハローワークまでお問い合わせください。 また、郵送による確認の希望の有無に関わらず、本人確認欄の内容確認のため労働局又はハローワークから電話(下記電話番号)によるご連絡をすること ④ ①~③の内容確認のため、労働局又はハローワークからご本人へ下記住所へ郵送により確認票を送付することとしています。郵送による確認を希望 出向指示を受け入れる際に、出向指示承諾の意思がないのにも関わらず、出向元事業主より、多数回・長期に及ぶ出向強要が行われたり、退職や著しい処遇低下以外の選択肢を与えられないなど、自由な意思決定が妨げられる状況に置かれて、出向指示の承諾を強要されたと受け止めている。 出向元事業所より、本件の出向について、労働組合等との間で締結 ③した協定書および出向契約書の内容に基づく説明を受けた上で出向 指示に承諾をしている。 一時一 ①出向期間終了後、出向元事業所へ復帰することになっている。 (署名) がありますので、ご協力をお願いします 福島県郡山市・11-11 電話番号(注) (090-XXXX-XXXX) 111-1111されますか。 住所 (2) (注) 労働局又はハローワークから連絡しても差し支えない電話番号 (携帯番号) を記載してくださ 本人確認欄

た支給申請頻度を選択してください。 様式第1号の計画届別紙1に記載

要した出向初期経費と出向運営経費 の合計として、様式第6号(4)⑪の 出向元事業所欄の額を記載してくだ 回支給申請する支給対象期中

回支給申請する支給対象期中の 出向労働者の数の合計を記載してく S tu

報品

様式第1号の計画届に記載した産業 分類の大分類を記載してください。

(5) および②(5) 欄には、様式第1号 ①(3)「企業規模」欄および様式第2号 ①(3)「企業規模」欄で〇を付けたものと 異なる内容で申請する場合のみ〇を付け くだみい。

IJ 資本金等の関係がある場合には有とし、そ 出向元事業主と出向先事業主との間 の内容を記入してください。

主に雇用されている雇用保険被保険者を出向により 雇い入れていたか否か、併給調整の対象となる助成 金等の支給対象となる労働者を雇入れていたか否 か、又は本助成金以外で国・地方公共団体からの補助 金等を受けていたか否か、もしくは、申請する予定が あるかどうかについて、「有」又は「無」のどちらか 出向元事業所において、支給対象期中に、他の事業 に「O」を付けてください。「有」の場合は受給して いる(受給する)助成金等の具体的な名称を記入して さい。なお、欄に記入しきれない場合は、 (様式任意) にまとめてください。

り、かつ本助成金の対象となる出向を行ってい る出向先事業所において、被保険者資格を取得 している本助成金の出向労働者がいる場合の 出向元事業所にとって、初めての支給申請であ み、その人数を記載してください。

記載例 (出向元事業主部分) **非**調曲 |大約|

401

%受付番号

(R4. 10. 1) 策式第6号(1)

産業雇用安定助成金 支給申請書

人の、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入を、 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 事業主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。 事業主 (提出代行者・事務代理者) 社会保険労務士 福島県郡山市・1-1-1 こ代理人の、右上欄に 到第 16 条第 2 項に 株式会社 П 10 H 申請者が代理人の場合、N トる事務代理者の場合、 事業主 住所 又は 名称 代理人 氏名

※ 独立性の有無 崖 4

東面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。 な光、この申請書の記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。)ヶ月ごと 産業雇用安定助成金の支給を受けたいので、 十一番番 | ※日回 | 半米十次 | | | | 殿 正路由) n 01 支給申請頻度】(1 公共職等

567, 200 H (10) 本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うもので 指に係る出向先事業所以外も含む)において雇用保険被保険者資格を取得してい ・いいえ 支給申請金額 委託費等名) ※雇用維持要件 <u>(1</u> (L) (有の場合その受けている助成金、補助金、 ※上限人数 (有の場合はその内容) はない。 \leftarrow る助成金の支給対象となる出向の受け入れ又は本 (5) 企業規模 . 福島県郡1 こください。 こください。 * · いいえ) 案務提携のため、 われるものである。 本年度初回の支給申請であり、かつ出向先事業所(オ る本助成金の出向労働者がいる場合は、その人数を記載 (4)主たる事業 (大分類) 4 3 5成金、補助金、委託費等支給の有無。 (9)本出向は、人事交流のため、経営戦略のため (8)出向先事業主との間の資本的・経済 実習のため等ではなく、雇用調整を 花子 株式会社 (1) 事業所番号 1111-(11) 支給対象期(職業 ● 順業 助成金以外 総務部長 事業所

住名氏所称名 名称及び氏名の記入 事業主 (提出代行者・事務代理者) 社会保険労務士 第士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同9者の場合、上欄に事業主の、右上欄に申請者の氏名等を記載 右上欄に事業主の住所、 6-6-6 労働局長 殿 公共職業安定所経由) 10月 事業主 住所 〒111-1111 又は 名称 ▲▲IT 代理人 氏名 雇用 次f 6和4年

1,567,200 ⊞ (10) 本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うもので (有の場合その受けている助成金、補助金、委託費等名) (7) 支給申請金額 ※雇用維持要件 ※上限人数 (6) 支給申請に係る出向労働者数 (有の場合はその内容) (2)所 在 地 〒1111-1111 福島県郡山市●●9-9-9 電話番号 999-999-9999 (11) 支給対象期における本助成金以外の助成金、補助金、委託費等支給又は雇用 はない。 $\frac{1}{4}$ (5) 企業規模 . K 本出向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携のため、 実習のため等ではなく、雇用調整を目的して行われるものである。 Œ する労働者の休業支援金の受給の有無。(有 ・ 無 出向先事業主申諸欄】※出向先事業主が記載してください 4)主たる事業 (大分類) 間の資本的・経済的・組織的関係 # ▲▲Ⅰ丁 株式会社 1111-999999-9 (3) 事務担当者職氏名 (1) 事業所番号 1 名 称 十十 人事部長 ②出向先事

【同時に提出しなければならない支給申請書様式】 (1) 様式第6号 (以下の a∼c のうち該当するもの)

- a 出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全部又 は一部を補助する
- 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払 ~【A型】
- 様式第6号(2)a
- 様式第6号(4)
- 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働 者に対して賃金を支払う【B型】 9
 - 様式第6号(2)p
- 様式第6号(4)
- 出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部又 出向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う **a** Р
 - は一部の補助を受ける【C型】
 - 様式第6号(2)cd
 - 様式第6号(4)
- 出向元事業主が出向先事業主から賃金の一部の 補助を受け、出向先事業主が賃金を支払う【D型】 9
 - 様式第6号(2)cd 様式第6号(4)
- 者に対して賃金を支払う(出向元事業主と出向先 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働 <u>ල</u>
 - 事業主間の賃金の補助はない)【E型】
 - 様式第6号(2) efg 様式第6号(4)
- 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を 支払う【F型】 ਉ
 - efg 様式第6号(2)
- 様式第6号(4)
- 出向先事業主のみが労働者に対して賃金を支払う【G

ıı-

- efg 様式第6号(2)
- (2) 様式第6号別紙(出向初期経費について申請する場 様式第6号(4)

【添付書類】

- 支給要件確認申立書(様式第6号(5))
- (→b.32参照) 〇確認書類(4) (出向の実績に関する書類)
- 向の形態と雇用関係及び雇用保険被保険者資格の確 ① 出向の事実、出向の時期、出向労働者の人数、出 認のための書類
 - 出向労働者の賃金の支払い状況等の確認のための 書類 (N)
- 助成率の上乗せを希望する場合)
- (労働者派遣契約に係る契約期間遵 様式第7号(1) (雇用維持事業主申告書) 様式第7号(2) 中証明書) 0 0
- (雇用維持要件の確認書類) 確認書類(5) 0
- ・雇用維持要件の確認のために必要となる期間におけ る月ごとのその人数を確認することができる「派遣 管理台帳」
- 支払方法・受取人住所届 0

(12) 本年度初回の支給申請であり、かつ出向先事業所において雇用保険被保険者資格を取得している本助成金の出向労働者(本申請に係る出

向元事業所以外の出向も含む)がいる場合は、その人数を記載してください。

した出向初期経費と出向運営経費の合計として、様式第6号(4)⑪の出向先事業主所の額を記載してください。 回支給申請する支給対象期中に要

回支給申請する支給対象期中の 出向労働者の数の合計を記載して、ださい。

- ①(5)および②(5)欄には、様式第1号①(3)「企業規模」欄および様式第2号 ①(3)「企業規模」欄で〇を付けたものと
 - 異なる内容で申請する場合のみ○を付 けてください。

様式第2号の計画届に記載した産業 分類の大分類を記載してください。 出向元事業主と出向先事業主との間 資本金等の関係がある場合には有い その内容を記入してください。 Ü

出向先事業所において、支給対象期中に、当該事業

- ・本助成金(出向元事業主の場合に限る)、雇用調整助 成金または通年雇用助成金 (事業所内就業及び事業 所外就業、休業、職業訓練)を受けていたか否か、 しくは申請する予定があるかどうか 听の被保険者について、
- 本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金や委 託費等を受けていたか否か、もしくは申請する予定 があるかどうか
- について、「有」又は「無」のどちらかに「O」を付け てください。「有」の場合は受給している(申請を予定 している)助成金、補助金、委託費等の具体的な名称 欄に記入しきれない場合 事業所において雇用する被保険者が新型コロナウイ ルス感染症対応休業支援金を受けているか否か (様式任意) にまとめてください。 を記入してください。なお、 は、別紙(様式任意)にまと

請の出向元事業所以外の出向も含む)がいる場 格を取得している本助成金の出向労働者(本申 向先事業所にとって、初めての支給申請であ 、出向先事業所において、雇用保険被保険者資 合のみ、その人数を記載してください。

記載例 出向先事業主部分) 支給申請書 队争 用安定助

Q

49

篆式第6号(1) (R4.10.1)

産業雇

支給申請書 産業雇用安定助成金

産業雇用安定助成金の支給を受けたいので、

面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。 数、この申請書の記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。 II II 10 A 和4年

上欄に代理人の、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入を、 法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 長令、上欄に事業主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。 事業主 (提出代行者・事務代理者) 社会保険労務士 〒111-1111 福島県郡山市●●1-1-1 ●●興業 林式会社 安定 太郎 申請者が代理人の場合 申請者が社会保険労務 に規定する事務代理者の

01 公共職業安定戶 類度】(1 福島 大給申請

が記載してください 5 (6) ヶ月ごと 号 1111-11111-1 申請欄】※出向元事 (1) 事業) [田向元事業

1,567,200 円 (10) 本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うもの 行以外も含む)において雇用保険被保険者資格を取得してい ・いいえ (7) 支給申請金額 (有の場合その受けている助成金、補助金、委託費等名) ※雇用維持要件 (E) ※上限人数 (6) 支給申請に係る出向労働者数 2 (有の場合はその内容) (2)所 在 地 〒1111-1111 福島県郡山市●●1-1-1 はない。 本申請に係る出向先事 - (5) 企業規模 . 電話番号 一 相一 相 てくだない。 +なる出向の受け入れ ・レルルえ て行われるものであり 戦略のため、業務提携 その人数を記す 4 \bigcirc 的·経済的·組織的 申請であり、かつ出向先事 補助金、委託費等支給の (4) 主たる事業 関における助成金の支給対 バいる場合は、 Fではなく、雇用調整を 向は、人事交流のため、 出向先事業主との間の 表金の出向労働: 本年度初回の (3) 事務担当者職員 職業 成金以外の助 11) 大路林 総務部長 実習の **★**(6) ○田向元事業所

)記入を、 16 条の3 住名氏所称名 名称及び 欄に代理人の、 10 H
 事業主 住所

 又は 名称

 代理人 氏名

5記載し 規則第 16 条第 5 ト欄に事業主の. 業主申請欄】※出向先 公共職業安定所 申請者が代理人の場合 申請者が社会保険労務士法 に規定する事務代理者の場。 福島郡田

(12) 本年度初回の支給申請であり、かつ出向先事業所において雇用保験被保隊有資格を取得している本助成金の出向労働者(本申請に係る出 (有の場合その受けている助成金、補助金、委託費等名) (10) 本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うもの。 1,567,200 いいう (7) 支給申請金額 用維持要件 (F) ※上限人数 労働者数 2 (6) 支給申請に係る (有の場合はその内容) 委託費等支給又は雇用 -1111-はない。 電話番号 999-1 向元事業所以外の出向も含む)がいる場合は、その人数を記載してください。 2業規模 (2)所在地 ため、業務提携のため、 れるものである。 (# 分類) 支給対象期における本助成金以外の助成金、補助 **単** 経済的・組織的| **実習のため等ではなく、雇用調整を目的し** (9) 本出向は、人事交流のため、経営戦闘 する労働者の休業支援金の受給の有無。 (4)主た 林村 (8) 出向元事業主との間((3) 事務担当者職戶 一十十 人事部長 ②出向先事業所

【同時に提出しなければならない支給申請書様式】

出向元事業主が出向先事業主に対して賃金の全部又は (以下の a~c のうち該当するもの) (1) 様式第6号

※ 支給対象期

※ 独立性の有無

※受付番号

崖

#

- 一部を補助する
- 出向先事業主が出向労働者に対して賃金を支払う 【A型】 <u>a</u>
 - 様式第6号(3) ab
- 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者 に対して賃金を支払う【B型】 9
 - 様式第6号(3) ab
- 向元事業主が出向労働者に対して賃金を支払う 9
- 出向元事業主が出向先事業主から賃金の全部又は 一部の補助を受ける【C型】 <u>a</u>
 - 様式第6号(3)c
- 出向元事業主が出向先事業主から賃金の一部の補 助を受け、出向先事業主が賃金を支払う【D型】 9
 - 様式第6号(3)d
- 出向元事業主と出向先事業主の両方が出向労働者 に対して賃金を支払う(出向元事業主と出向先事業 主間の賃金の補助はない)【巨型】 **©**
 - efg 様式第6号(3)
- 出向元事業主が出向労働者に対して全額賃金を支 払う【F型】 ਉ
 - efg 様式第6号(3)
- 出向先事業主のみが労働者に対して賃金を支払う ပ
- efg 様式第6号(3)
- (2) 様式第6号別紙(出向初期経費について申請する場合)

【添付書類】

- 〇支給要件確認申立書 (様式第6号 (5))
- 〇支給申請合意書(様式第8号)(該当する場合)
- OOff-JI 部内講師要件確認書(様式第15号-1)(該当する
- O0ff-JI 部外講師要件確認書 (様式第15号-2) (該当する 場心)
 - 場合)
-) 出向の事実、出向の時期、出向労働者の人数、出向の形態と雇用関係及び雇用保険被保険者資格の確認 〇確認書類(4) (出向の実績に関する書類) (→b.32参照) Θ
- 出向労働者の賃金の支払い状況等の確認のための のための書類 (N
- 支払方法・受取人住所届 0
- 支給申請書の提出は郵送による提出が 可能です(郵送事故防止のため、必ず簡易書留 など配達の記録が残る方法で、郵送してくださ 8

401 (6型の場合) 記載例 負担額等調 【出向元事業所賃金補填額

様式第6号(2)cd (B3.8.1)

右上に記載している支 給対象期中に出向を実施 した出向労働者毎に全員 記載してください。

H 6 令和3年 三三 開 Ē \mathbb{H}

Ш 31 # 合和 5 B 6 **令和3年** 華 歌 採 经 X

• D型

革 9

(出向元事業所からの賃金支給のある場合)

負担額等調書

出向元事業所賃金補填額

31

5 H

#

合和 5

1 Ш

出向先事業所名称

記載してくだ を出している出	ことがる出たがままりまでは、その予定の日付を記載しでください。 出向元事業主が賃金として出向労働者に対してきい。 は、出向元事業主が賃金として出向労働者に対してきれる。 ままが出向元事業主に補する場合は、その予定の日付を記載してください。	文総対象期中に出向け入れている場合に	田 百 田 万 永	優 保 番 番 母 串 日 1234-1234-1234-1234-1234-1567890-3	○ 被告が以為 D○ 依答 2 A○ 依答 2 A○ 依答 2 A○ A<li< th=""><th>(年) 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由</th><th> (a) (b) (c) (c) (c) (d) (d) (e) (f) (f)</th><th>(B) 日田田 次 日田 日田 子 田田 子 日田 子 会 な か な 日 田 し な な な っ た 場 中 か の 選 由</th><th>(四) 田田元事業主が 田田元事業主が 田族女給女教 期に出向労働 者に対する 賃金として (c) 1,152,000</th><th>(B) 田内先事業主が田 日対機者の賃金に ついて出向元事業 主に補助した (する) 鎖(円)(d)</th><th>(3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4</th><th>(回り成対象) (回り成対象) (回りのうち出向元 事業行の事業主が 負担した額 (円)(e) 支給対象 (写金負担額) (576,000</th><th>(回り成文等) (回り成文等) (回り成文等) (会別における) (日の) (国金を係べ、) (国金を係べ、) (の第(日) (150,000 (日))</th><th>⑫田期助政 「同選政 「同選政当る合 「知識に</th><th>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</th><th>(3)公 例 ⊘ 分 切</th></li<>	(年) 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由 由	 (a) (b) (c) (c) (c) (d) (d) (e) (f) (f)	(B) 日田田 次 日田 日田 子 田田 子 日田 子 会 な か な 日 田 し な な な っ た 場 中 か の 選 由	(四) 田田元事業主が 田田元事業主が 田族女給女教 期に出向労働 者に対する 賃金として (c) 1,152,000	(B) 田内先事業主が田 日対機者の賃金に ついて出向元事業 主に補助した (する) 鎖(円)(d)	(3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(回り成対象) (回り成対象) (回りのうち出向元 事業行の事業主が 負担した額 (円)(e) 支給対象 (写金負担額) (576,000	(回り成文等) (回り成文等) (回り成文等) (会別における) (日の) (国金を係べ、) (国金を係べ、) (の第(日) (150,000 (日))	⑫田期助政 「同選政 「同選政当る合 「知識に	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(3)公 例 ⊘ 分 切
こくだ 合計・ 2,208,000 1,104,000	こくだ 合計・ 1,104,000	< 5 %														
5000年の対象 労働者は、出 女給対象期中に出向が終了した場合は当該 出向元事業主が賃金として出向労働者に対し 500月以上出 年月日を、支給対象期よりも後に出向が終了 て支払った額(出向先事業主が出向元事業主に補 で雇用されて する場合は、その予定の日付を記載してくだ 助した額を含みます。)を記載してくだとい。	が成立の対象 労働者は、出 支給対象期中に出向が終了した場合は当該	回期間内の日付となっていることを確認してくだい。 よいことを確認してください。 さい	<u>√</u> п						2, 208, 000	1, 104, 000		1, 104, 000	400, 000			
	いろらび対グ	なる、本別政者の必然となる出向労働者は、出向開始前に6か月以上田向開始前に6か月以上田向江事業土で雇用されて1、七七半事まなよが断れ	本知の名がある。本語のである。またのでは、これのでは、	(期中に出向 支給対象期 、その予定	が終了した にりも後に の日付を記	場合は当該 出向が終了 載してくだ	ト型が対	向元事業主 払った額(出 た額を含みま	が賃金として出 1向先事業主が出 です。)を記載し	向労働者に対し 1向元事業主に補てください。		賃金を除 が出向労働 経費を記載	(き、支給対象)者の出向に)して	象期中に出 要した出い。	 向元事 句期間中	±1412 □

が1か月以上であるという要件を満たさないため、基本的に支給対象となりませんが、次の理由で出向しなくなった場合には、出向しなくなった日の前日までの期間は支給対象となりますので、①欄以降は当該期間に要した額を記載してください。 出向開始後1か月以内に出向をしなくなった場合、出向期間 出向労働者の責に帰すべき理由により解雇した場合 出向労働者が自己の都合により退職した場合

付である必要があります

している場合は**7**をして

だない。

- 出向労働者が死亡した場合 ∠ □ < II</p>
- 天災その他やむを得ない理由により継続が不可能となっ たために出向の解消を行った場合

当該支給対象期に出向労働者に対する賃金として、出向先事業主が出向元事業主に補助した 額を記載してください。申請時点で未だ支払っ ておらず、これから支払う予定の場合はその支 払い予定額を記載してください。

して支払った領から、出向先事業主が出向元事業主へ補助した額を除いた額を記載してください。

出向先事業主が出向元事業主に賃金の補助をした年月日を記載してください。申請時点で未だ支払っておらず、これから支払う予定の場合はその支払い予定日を記載してください。なお、補助予定年月日は当該出向労働者の最後の支給対象期の支給申請期限以内としてください。

31 H (C型の場合) きょう (C型の場合) (CTDの場合) (CTDの場合 記載 ĸ 排 負担額 | |田向元事業所賃金補填額 | 田 画 画 画 = ◆

その2]

令和5 ш 6 月 令和3年

合和5 令和3年 =) 第 交

(4)欄に、公益特例による出向労働者の場合であ

(C型·D型)

(出向元事業所からの賃金支給のある場合)

負担額等調書

.

出向元事業所賃金補填額

樣式第6号(2)cd (R3.8.1)

るのみ√をしてください。公益特例の詳細は本ガ

イドブックの「公益の目的のために大量の被保

険者を出向させる場合(公益特例)について」(b.

をご参照ください。

∞

出向先事業所名称 出向先事業所住所

	L			
				,
(3) 公文 本は なの なの なの なの なの なの なの の の の の の の の の の の の の の				校目)
◎◎ちせ当場図の上にす合う乗該る	3	>		-
②出期的該す場 日経成当る合物費に	>	>		1 枚中/
(回) 成本 (回) (回) (回) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四	280,000	150, 000	400,000	v
(((回) (((((((((((((((((((((((((((((((((576, 000	528 000	1, 104, 000	
(国) (国) (国) (国) (国) (国) (国) (国) (国) (国) (国)	令和5年5月 1月	令和5年5月 1月		
8) 田向先事業主が出 向労働者の賃金に ついて田向元事業 主に補助した (する) 籤(円)(d)	576,000	528, 000	1, 104, 000	
① 出向元事業主が 当該支給対象 判成に由ら3億 者に対する 賃金として 支給した額(円)	1, 152, 000	1, 056, 000	2, 208, 000	
⑥出向労働者が出向しなくなった場合はなった場合ははなった場合となった場合と				
(3) 出 向 終了(予定) 年月日	令和5年 4月30日	令和5年 5月31日		2) \
田 田 国 年月日 本月日	令和3年 9月1日	令和3年 10月1日		Ú
③被者が以場 以 保資。 保資。 除格月の	>	>		侧者数
②被 險 香保 专	1234- 567890-1	1234- 567890-3		期の出向労
○田 郑 氏 回 糖 名	労働 一郎	労働 三郎	:#= <=	当該支給対象期の出向労働者数
②出 労 氏	1613	1417]

タ圧

a 出向元事業所の業種が次の(a) ~ (c) のいずれ

向元事業所が次の a 又は b のいずれかに該当す

場合にはチェックを付してください。

⑫欄にチェックを付している場合であって、

生活関連サービス業、娯楽業(大分類N)

次の要件に該当すること。

宿泊業、飲食サービス業(大分類M)

9 <u></u>

(a) 運輸業、郵便業 (大分類H)

かであること。

生産指標の最近3か月間の月平均値が前年|

によったものであることを確認します。 务働者代表 は、出向の実施に関する協定に定めるとこ 協定をした 上記の出向(続紙のある場合は続紙も含む) 3 H

協定の当事者である労働組合が事業所の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である**ズ**は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の 明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出さな<まであって使用者の意向に基づき選出された者でないこと。(チェックボックスに要チェック) 上部労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第2号に規定する監算人は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを (チェックボックスに要チェック)

本出向は、令和3年8月1日以降に開始した出向文をり、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出 (様式第6号(1)の①(7)が「有」、①(8)が「はい」の場合は、「はい」又は「いいえ」のいずれかに○をしてください。)

向と区分して行われた出向である。

申請することとなります。 このため原則として、当該出向労働者の初回の支給対象期に出向初期経費を申 出向初期経費は原則として、当該出向労働者にとって初回の支給対象期に支給

(※) 右上に記載の支給対象期中に受け入れた出向労働者について、出向を受け 請する場合 (※) は、チェックをしてください。

ここでチェックを付した出向労働者について出向初期経費の申請をする場合 入れるに際してあらかじめ要した経費がある場合、チェックを付してください。 は、様式第6号別紙を提出する必要があります。

当該支給申請にかかる出向が、労働組合等との間による協定に定めるところによったものであることを、労働組合等の代表が確認し、氏名等を記載してください。また、下の四角囲みの内容を満たす場合は、それぞれ口にチェックをしてください。 生産指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ50%以上減少している事業所の事業主

いいえ はい

様式第6号 (1) の① (7) が「有」、① (8) が「はい」(独立性が認められない事業主間で行 う出向)の場合は、「はい」又は「いいえ」に〇をつけてください。

の場合) 飘 9 匮 料 띪 排 鰡 負担 金補填額 氫 严 粣 先事 個 田

6

そ

金さこい

象働 /ている支給対象 8施した田向労働 でたなない。 載をし ご実で、 、 記向載 に田記 고까? 右中伸

8. 1)

(R3.

6(3)c

様式第

出向先事業主が出向元事業主に賃金の補助をした年月日を記載してください。申請時点で未だ支払っておらず、れから支払う予定の場合はその支払い。予定日を記載してください。 5 月 # # 令和 5 **令和 5** ? 1 Ш 令和3年 Ē 華 ╚ \pm

Ш 田 6 華 叅 校 箈 1×

Ш

(젊 9 曲 膃 批 扣額 甸 金補填 賃 占 向先事業

(E) (C) な (C) よる (D) 生態を (D) 生物を (D) による (D) (E) (B) のうち 上乗せに 数当する AS (日) (賃金を除く)の (円) おける出向運営経 当該支給対象期に 000 000 8 400, 250, 50 ⑤のうち当該支給対象期にお いて出向元華業主が出向労働 完化 者の賃金補填に充てた 000 000 000 1, 104, 0 576, 528, © ~ ⑦ ④のうち出向元事業 主が負担した (する) 000 000 576, 528, ⑤の補助 (予定)年月日 2 # て、出向元事業主に補 助した (する)額 (円)(d) 主が出向 労働者の賃金につい 04,000000 000 ⑤ 出向先事業3 576, 528, 元事業主が出向労働者 に対する賃金として支 給した額(c)(円) (4)当該支給対象期に出向 000 000 208, 056, 1, 152, ③ 出向終了(予定) 年月日 2 ·和3年9月 日 と 出向開始年月日 和3年 1日 出向の実施内容 出回労働者氏名 三郎 行 0 労働 労働

期の出向労働者 多 当該支給

解雇等の有無

 \prec

ら雇用する被保険者を解雇等した での間に出向労働者の受入れに際して、 出向期間の開始日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給対象期の末日ま

(12¢)

₹ 82

7 7

校目

校中人

(ある場合はその理由)

支を合載に届向っし

向場記既画出な認

て行われる出向と区分して行われた - 職 🖯 る雇用維持のために、通常の配置転換の-いえ」のいずれかに〇をしてくだ。 年8月1日以降に開始した出向であり、新型コロナウイルス感染症の影響に XII 「はい」の場合は、「はい」 (8) Aš (7) が「有」、 (2 93 合和3 様式第6号 本出向は、 2

出向である。

し象場で 支給対象期中に出向が終了した場合は当該年月日を、支給対象期よりも後に出向が終了する場合は、その予定の日付を記載してください。この日付は②から1か月以上2年以内の日付である必要があります。 た期合く

114€

の② (7) が「有」、② (8) が「はい」 られない事業主間で行う出向)の場合 「いいえ」に〇をつけてください。 様式第6号(1)の 4立性が認めらオ 「はい」又は「1 様独 ť

当該支給対象期に出向労 動者に対する賃金として、出 自先事業主が出向元事業主 に補助した額を記載してく ださい。申請時点で未だ支払 っておらず、これから支払う 予定の場合はその支払い予 働向にだっ予定

し払助載

向元事業主が賃金とし向労働者に対して支払向労働者に対して支払額(出向先事業主が補助額を含みます。)を記載ください。

向向額額ぐ

出出たたて、「「日出ただて

てっしし

はい

Ø 6 * **4**1 型の場合 9 匮 专 띪 排 負担額 金補填額 氫 肥 |先事 包田

様式第6(3)c (R3.8.1)

令和5 令和5 ? H Щ 9 Д 令和3年 令和3年 || |三 二 対象 華 Ē 怨 H ±×

場元るい合事場。

が付している場び業所が出向予算の業種である すしてください

「チェックを作い、出向先事業はなる大分類の ことの方の方の方の方面のでは、 ことの方を付し

31 H

31 ℍ

₽ 2

뙔 9 出向先事業所賃金補填額·負担額等調書

出向の実施内容

賃た働く 1向労働者の賃貸主に補助した終主に補助した業主が出向労働 出とののさ申てそ向しう賃い請がの 金額者だ

労働 労働 填合だ 補影く かると さい。 申請時点で未だ賃金として ておらず、これから補填する その補填予定額を記載して しせも

公益特例 による田 向労働者 の場合 \Box 校目 ⑤のうち 上乗せに 該当する場合 校中/ 出向初期経 費助成に該 当する場合 当該支給対象期における出向運営経 費(賃金を除く)の 00 150,000 400,000 額 (円) ⑤のうち当該支給対象期にお いて出向元事業士が出向労働 1, 104, 000 576,000 8助成対象 ④のうち出向元事業 主が負担した (する) 576,000 528,000 1, 104, 額(円)(e) 出向先事業主が出向 労働者の賃金につい て、出向元事業主に補助した(する)額 1, 104, 000 576,000 当該支給対象期に出向 元事業主が出向労働者 に対する賃金として支 000 1, 152, 000 1,056,000 出向終了(予定) 年月日 当該支給対象期の出向労働者数 出向開始年月日 岩 三三 出向労働者氏名 空

(1)向要で にし載用でし き、支給対象期中に 出向労働者に対し 間中の経費を記載 を除き、 干が出 可期間 産業出さる日前い 貸事ただ 先しく

該対ま 当給り しのとである 変な 費は原則としての回っ よって初回の 語すること。 経費は原則 1向初期経費10分期経費10労働者に、 11分割を10分割に支給申請 五回型

す。 このため原則として、当該出向労働者の初回の支給対象期に出向初期経費を申請する場合(※)は、チェックをしてください。 (※)右上に記載の支給対象期中に受け入れた出向労働者について、 出向を受け入れるに際してあらかに必要した経費がある場合、チェックを付してください。 はの要した経費がある場合、チェックを付してください。 こでチェックを付した出向労働者について、 はある場合は、様式第6号別紙を提替する場合は、様式第6号別紙を提出する必要があります。

展用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われた 「いいえ」のいずれかに○をしてください。) た出向であり、新型コロナウイルス感染症の影響によ [1217] が「はい」の場合は、 が「有」、② 本出向は、令和3年8月1日以降に開始 様式第6号 (1) の② (1) (2)

(1.2°)

\$2

¶に出向労働者の受入れに際して、自ら雇用する被保険者を解雇等したことが

、て6ヶ月前の日から支給対象期の末日までの

向期間の開始日の前 (ある場合はその理由)

解雇等0

(1#) 出向である。

れ、月でご者御そる前のてを奨の子の間、事を理を理

出向労働者を最初に受け入れる 定の日の前日から起算して6月前 日から支給対象期の末日までの に、出向労働者の受入れに際して 自ら雇用する雇用保険被保険者を 業主都合により解雇等 (退職勧奨 含む。)した場合はあるとし、その 由を記入してください。

「はい」(独立性が認められば「いいえ」に〇をつけてく が 「 なな し (8) (B) (F) (T) (T) が「有」、
 の場合は、 の① (7) 3次 予買 9州 摇業 様式 ない だい だない。

c の 8 欄の OE 型及び G 型=様式第 6 号 (3) efg する賃金類型に合わせてそれぞれ次 (3) すの8欄と A~6型の賃金類型において、該 (3) 当該出向労働者の出向開始 日の前日における労働日に通 常支払われる1日当たりの賃 金の額を記載してください(② 欄(1)と同じ値になります。)。 A~6型の賃金類型において、該当する賃金類型に合わせてそれぞれ次の金額を記載してください。 ○E 型及びF型=様式第6号(2)efg 묘紀 (2) a の⑨欄の cq (2) bの⑨欄 (有給休暇を含みます)を、 (5)4 ○A 型及びB型=様式第6号 の金額を記載してください。 کہ 出向先事業所で勤務 ○c 型=様式第6号 (3) ○c 型及び D 型=様式第 6 号 ○D 型=様式第 6 号 9欄の合計金額 数(有給休暇を含 載してください。 の①欄の金額 の④欄の金額 ○A 型=様式第6号 ○B 型=様式第6号 ⑩欄の合計金額 ○F型=0円 の(10)欄の金額 の⑦欄の金額 〇6 型=0円 金額 金額 ③と④の計 (円) ⑥×⑦の額(円) 1, 152, 0001,056,0008 当該支給対象期に 出向先事業主が支 給・補填した賃金 の額(円) 当該支給対象期の 実労働日数(日) 576,000 120 (P) ・当該支給対象期に 出向元事業主が支 給・補填した賃金 の額(円) 出向開始日の前日 現在において労働 日に通常支払われ る賃金の額(円) * 576,000 800 記載例 出向先事業所名: ▲▲IT 株式会社 向失事業所住所: 福島県福島市●●9-9-9 への出向者数: (m) 出向中時給: 1,200 円 田向中 時 H 100 日 (1) 出向前の賃金額 (※1) ★(2) 出向中の賃金額 (※2) 支給対象者別支給額算定調書 (共通) (% % 支給対象者別支給額算定調 1.090909091 \exists 出向前時給:1,100円 出向中時給: 出向前所定労働時間:8時間/日 出向中所定労働時間:8時間/日 月当たり労働日:20日 ●労働 三郎 出向前時給:1,000円 出向中時給: 出向前所定労働時間:8時間/日 出向中所定労働時間:8時間/日 900 8,800 \ 判定 (2) 賃金判定 (4) (3) (3) (記載例の前提) (1234 - 567890 - 1)労働一郎 当該出向先事業所への ●労働 出而 出向労働者氏名 (被保険者番号) 様式第6号(4) No 「出向開始日前1週間の総所定労働日数」 × 出向開始日前日現在の「労働日に通常支 払われる1時間当たりの賃金の額」 の値を記載してください。 「支給対象期末日前1週間の総所定労働日数」 支給対象期末日現在の「労働日に 通常支払われる1時間当たりの賃金 「支給対象期末日前1週間の総所定労働時間数 |出向開始日前1週間の総所定労働時間数| なお、1.15を超える場合に は、その賃金上昇に合理的な 理由がある場合には、支給対 象となり得ますので、その理 由を申し出てください。 (自動計算の様式の場合に は、この欄は自動入力されま (2)で計算した値を(1) で計算した値で除した値を記 入してください。 0.85以上1.15以下の数値で あることを確認してください。 でも の値を記載してください。 はす

	⑤ [③と④の計 (円)」欄に記載した 額が⑧ [⑥×⑦の額 (円)」欄に記載し を縮を L回さない場合は のなが飼い		(自動計算の様式の場合には、この欄は白軸3 カネカキナ)		(自動計算の様式の場合には、この欄 は自動入力されます。)	場合分けによって記載した、③又は ⑪の額にこの上の「田向運営経費(賃金を除く)」欄の額を加えた額を記入してください。		(4目動人力されます。) 	場合分けによって記載した、⑩又は一〇の額にこのトの「出血運送器費(賃	金を除く)」欄の額を加えた額を記入してください。 (自動計算の様式の場合には、この欄	(は自動入力されます。)	・中小企業であれば5分の4、中小企業であれば5分の4	(田)	/ 1.1. 単 1.4 乗 1.4 で 3.4 で 3.4 で 4.1 で	・ 中小 正素 こめ 1 いまい 5 り 9 ・ 中小 企業 以外 であれば 4 分の 3	二つ上の「出向元事業所」欄又は「出	向先事業所 欄の額に一つ上の 助成 率	(自動計算の様式の場合には、この欄は自動入力されます。)			
2 02]	●●興業 株式会社 令和3年9月1日~令和3年5月31日	(賃金を除く)の額	出向先事業所	→ (資金を除く)		250, 000	出向運営経費(円)	出向先事業所	@or@ + @	778, 000	助成率	9/10	⑥出向先出向運営経費	700, 200		輔填した賃金の額 (円)」	(力されます。)				
別支給額算定調書 記載例 そ		出向運営経費	出向元事業所	⑩出向運営経費(賃金を除く)		250, 000	出向運営経費 (円)	出向元事業所	(90r(11) + (13)	778, 000	助成率	9/10	⑤出向元出向運営経費 (円)	700, 200		「⑥×⑦の額 (円)」欄の額 × 「当該支給対象期に出向元事業主が支給・補填した賃金の額	③と④の計(円) (自動計算の様式の場合には、この欄は自動入力されます。)				
【支給対象者別支給		らない場合) 出向先事業所		-回らない場合) 		(⑤が⑧を上回らない場合) 5事業所 出向先事業所		⑩賃金部分助成対象額			回る場合)	出向先事業所		②賃金部分助成対象額				528, 000		(((() を (
	支給対象期: 出向元事業所名:	(⑤が8を上回	出向元事業所	③賃金部分助成対象額			(⑤が⑧を上回る場合)	出向元事業所		⑪賃金部分助成対象額				528, 000		補填した賃金の額 (円)」))入力されます。)				
	③欄に記載した額を転記してください。	(自動計算の様式の場合には、この欄 / ば自動入力されます。)		(重備に記載した額を転記してください。(自動計算の様式の場合には、この欄は自動入力されます。)	A~G型の賃金類型において、該当する賃金類型に合わせてそれぞれ次の金にきます。	親を記載してください。 ○A 型=様式第6号 (2) a の⑩欄の金 額 ○B 型=様式第6号 (2) b の⑪欗の金 額	○C 型及び D 型=様式第 6 号 (2) cd の □ □ □ □ □	OE型、F型及びG型=様式6号(2) efeの8編の金額		A~6 型の賃金類型において、該当する賃金類型において、該当する賃金類型に合わせてそれぞれ次の金額を記載してください。	() () () () () () () () () () () () () (OC型=様式第6号(3)cの③欄の金 額 On 判- 経計第6号(3)cの①欄の金	(D 至一次におりカ (S) U S) 画列の 額 (DE 型、F 型及び G 型=様式第 6 号 (3)	ELB CO COMPOSITE AN		⑧「⑥×⑦の額(円)」欄の額 ×③「当該支給対象期に出向元事業主が支給・補填した賃金の額(円)」	③と④の計算の様式の場合には、この欄は自動入力されます。)				

203 記載例 支給対象者別支給額算定調書

⑤欄に記載した額と⑥欄に記載した額 日額上限12,000円×⑦欄の日数を上回 る場合には次により計算した金額をこの 欄に記載してください。 の合計が

この欄は (自動計算の様式の場合には、 自動入力されます。

向労働者を送り出し、送り出すに当たっ てあらかじめ要した経費がある場合は、 今回申請する支給対象期中に、当該出 100,000円と記載してください。

なお、次のa又はbのいずれかに該当 する場合は150,000円と記載してくださ

- 出向元事業所の業種が次の(a)~(c) のいずれかであること。 (a)
- 生活関連サービス業、娯楽業(大 分類N)
- (b) 宿泊業、飲食サービス業 (大分類

出向先事業所

出向元事業所 (円)

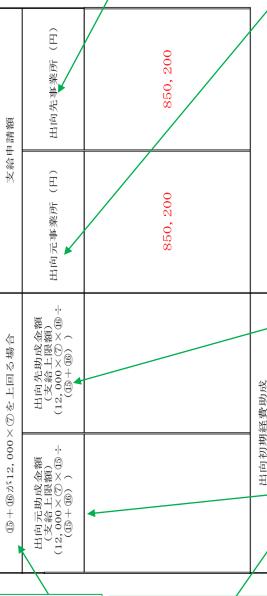
(c) 運輸業、郵便業 (大分類H) 次の要件に該当すること。 $\widehat{\Xi}$

生産指標の最近3か月間の月平均 値が前年同期に比べ20%以上減少し ている事業所の事業主

向労働者を受け入れ、受け入れるに当た ってあらかじめ要した経費がある場合 今回申請する支給対象期中に、当該出 100,000円と記載してください。 ť

なお、次に該当する場合は150,000円と 記載してください。

●出向元事業所と異なる大分類の業種で あること。 12,000 (円/日) × ②「当該支給対象期の実労働日数(日)」欄に記載した日数 [⑮出向元出向運営経費 (円) 「 (田) 「⑮出向元出向運営経費(円)」+「⑯出向先出向運営経費 (自動計算の様式の場合には、この欄は自動入力されます。



「出向先助成金額」(支給上限額)+「出 向初期経費助成」欄の出向先事業所

[⑤出向先出向運営経費(円)]+[出 向初期経費助成」欄の出向先事業所

● [⑤+⑯が12,000×⑦以下の場合]

(自動計算の様式の場合には、この欄

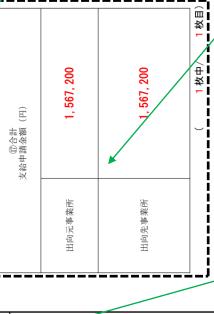
は自動入力されます。)

■【⑮+⑯が12,000×⑦を上回る場合】

● [⑮+⑯が12,000×⑦を上回る場合] 出向元助成金額」(支給上限額)+「出 向初期経費助成」欄の出向元事業所

[⑮出向元出向運営経費(円)]+[出 向初期経費助成」欄の出向元事業所 ● [⑤+⑥が12,000×⑦以下の場合]

この欄 (自動計算の様式の場合には、 は自動入力されます。)



150,000

150,00

× 12,000 (円/日) × ②「当該支給対象期の実労働日数(日)」欄に記載した日数 「⑮出向先出向運営経費(円)

 $\bigcap_{(\mathbb{H})}$ [⑬出向元出向運営経費(円)]+「⑮出向先出向運営経費 (自動計算の様式の場合には、この欄は自動入力されます。

出向元事業所及び出向先事業所それぞ 記載の全ての出向対象労働者の支給申 れ本様式(続紙があれば続紙も含む) 「⑪合計支給申請金額(円)」欄には、 請額の総額を記載してください。

記載例】 (別紙合む) [支給要件確認申立書

様式第6号(5)

箫

洒

様式第6号(5)

支給要件確認申立書 (產業雇用安定助成金)

左欄 4~10 にう 日確認 ※1 確認欄 د پ 年月 確認者 7 4 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを 受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年(平成 31 年 3 月 31 日以前に 申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は3年)を経過していない、または、平成31年 事業活動等に係る状況(はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください)(後述の「記載に 法人番号:XXXXXXXXXXXXXXXXX あたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。) 3 雇用保険適用事業所番号:1111-111111-1 事業所名称:●●興業 株式会社 法人名:●●興業 株式会社 Q

支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納

വ

4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。

いいえ

があ

支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受 けている 9

事業主若しくは事業主団体(以下「事業主等」という。)又は事業主等の役員等が、暴力 団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」 風俗営業等関係事業主である。 ⊕8

という。) 第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員である。 ② 役員等が、自己、自社者しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動 を行った又は行う恐れがある団体等に属している。 თ

11 助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表す 役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容 ることに承諾する。 9 12

「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。

の記載がある書類を添付している。

左欄 11~13 口 こ ぜ いいえ

裏面にも記載事項があります。

公共職業安定所長) 岷 æ 靊 釆 報 (事業所管轄 事業所管轄 令和4年3月15日

礟

1から 13 までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1から 13 までの事業活動等又はその他

の審査に必要な事項についての確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、請求 があった場合、直ちに請求金(※)を弁済します。

Ш

Щ

11

Ш

Щ

件

※請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で 算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた鶴の 20%に相当する鶴の合計鶴です。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受け ることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。

Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш Ш 皿 皿 Щ Щ Щ Щ Щ Щ Щ Щ Щ Ш 4 2 生年月日 # 卅 件 件 件 件 件 件 件 件 件 962 961 级 旨 代表取締役副社長 代表取締役社長 役員等-1111-1111-タロウ ロウコ 株式会社 役員等名 (ナヤ) 林识小社 アンティ アンティ (XXXXXXXXXXXX 雇用保険適用事業所番号 順業 役員等名 事業所名称 光 (漢少) 大郎 法人番号 法人名 安定 安定

記載例】 (無運) 報告書 向初期経費 \mathbb{H} 業雇用安定助成金 【華

様式第6号別紙

(無運) 出向初期経費報告書 産業雇用安定助成金

林口

校

				ださい。
	(1-111111-1111)		次のうち、当てはまるものを選択してください。子を選択した場合には、括弧内に具体的にご記載ください。 イ 出向化事業主の負担する、出向化事業所における出向労働者に係る作器・O A環境整備費用、被服費等の初度 調弁費用にあたる経費(事務用消耗品(各種用紙、文房具等でその性質が長期の使用に適しないもの)を除く) ロ 出向元事業所及び出向化事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費 ハ 出向元事業所及び出向化事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費 ハ 出向元事業所及び出向化事業所の関で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費 エ 出向元事業所及び出向化事業所の成業規則等の整備・改正に要する経費 ハ 出向元事業所及び出向化事業所の成業規則等の整備・改正に要する経費 ハ 出向元事業所及び出向化事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費 ト 出向労働者の転居に係る経費(事業主がその全部または一部を負担する場合に限る) ト 出向労働者の転居に係る経費(事業主がその全部または一部を負担する場合に限る)	次のうち、当てはまるものを選択してください。子を選択した場合には、括弧内に具体的にご記載ください。 イ 出向先事業主の負担する、出向先事業所における出向労働者に係る什器・OA環境整備費用、被服費等の初度 調弁費用にあたる経費(事務用消耗品(各種用紙、文房具等でその性質が長期の使用に適しないもの)を除く) ロ 出向元事業所及び出向先事業所の職場見学、業務説明会の実施に要する経費 ハ 出向元事業所と出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費 エ 出向元事業所及出向先事業所の間で行われる出向労働者の労働条件、スケジュールの調整に要する経費 ホ 出向元事業所及び出向先事業所の間で行われる目向労働者の労働条件、コケジュールの調整に要する経費 ホ 出向元事業所及び出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費 ・ 出向元事業所及び出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費 ・ 出向元事業所及び出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費 ・ 出向元事業所及び出向先事業所の出向契約書の作成・締結に要する経費 ・ 出向元事業所及び出向先事業所における教育訓練に要する経費 ・ 計向労働者の転居に係る経費(事業主がその全部または一部を負担する場合に限る) テ イヘトの他、出向の成立に要すると認められる経費(・ オーヘトの他、出向の成立に要すると認められる経費(
计	(事業所番号)	出向労働者氏名	光衡 一郎	労働 三郎
-		2	2K	₹#K

りがないことを確認し 點 上記の内容について、

安定 太郎	
事業所の事業主氏名安定	
4	

〇出向元事業主の場合、様式第6号(2)の出向初期経費欄、〇出向先事業主の場合、様式第6号(3)の出向初期経費欄にチェックした出向労働者について、計画届の別紙で届け出た出向初期経費について、計画どおりに措置されていれば、その措置結果を選択してください。

事業主が法人である場合は、主たる事業主の所在地、法人の名称及び代表者の氏 名を記入すること。

記載例】 ₩ 業主申 用維持事 幔

(R4. 8. 1) 様式第7号(1)

雇用維持事業主申告書

※ 受付番号

この申告に係る事業所労働者の就業状況等の確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。 産業雇用安定助成金の助成率の上乗せに当たり、次のとおり申告します。

15 H 11 Я 令和4年

福島県郡山市 〒111-1111 福島] ●●興業 株式会社 币 \boxplus

く組

象て

大部が記れています。

るを

田今 計 甲然

支付給が

今開ける。

のだ

茶 死 出

・ 保護者が代理人の場合、上編に代理人、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入 を、中籍者が社会政務士建施百万組第 16条第 2 項に設定する提出代行者と江西令 第 16条の 8 に設定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、下欄に申請者の氏名等を 記載してください。

XII

ここでいう解雇等は、次の①~③のことをいいます(なお、この①~③については、新型コーナウイルス感染症を理由とする解雇等もらむことに留意してください。)。
① 事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、解雇又は退職勧奨(労働者が同意した場合も含む。)等により事業上部合による離離をされること。

(提出代行者・事務代理者) 事業主又は

刑 稌 名

住名氏 公共職業安定所長経由)

県郡山市••]

(2)所

労働局長

福島 郡山

株式会社

町業

茶

(1)名

出向元事業所

② 事業主に直接雇用され 期間の定めのある労働契約 締結する労働者の場合、解雇 見なされる労働者の帰止め、 途契約解除等により事業主 合による離職をさせること ③ 対象事業主の事業所に 務の提供を行っている派遣 働者の場合、労働者派遣契約 間満了前の事業主都合によ

②期締見途合③務働間契

役労期る

(N)

事業所労働者

象質量数

支給対象期末日 いいえ 10月 0000 平均 令和 171 9 0000 $^{-1}$ H $^{-}$ 1 か月前 どで 五 5 出向開始基準日の前日から起算して6か月前から支給対象期の末日ま 2 か月前 (4) 支給対象期 在地 電話番号 3 か月前 確認期間 4か月前 23 5 か月前 1111-111111-1 解雇等を行っていない。 6 か月前 花子 (3) 事務担当者職·氏名 職業 事業所労働者 事業所番号 派遣労働者 総務部長 雇用保険 被保険者

上の得喪手続きに漏れはありませんか ありません 雇用保険 この申出書の提出にあたり、

記載に当たっては、裏面の記入上の注意を必ずご確認ください

	事業所労働者数の確認	雇用保険適用事業所台帳等による確認 (未・済)	派遣先管理台帳等による確認(未・済)
*	の発用の発用の	(於一年) 庭鄉又十二海灣字型綠華田聚物田田區	契約期間遵守証明書による確認 (未・済)
以用	が作り出っている中国の	四本國本 宇光月 ロボキビキ	派遣先管理台帳等による確認 (未・済)
平	古龍二 分音全击	大企業の場合 □ 2/3 → 3/4	
	別成年の上来セ	中小企業の場合 □ 4/5 → 9/10	

らの数 か末者 日月働 出向開始基準日の前日 起算して6か月間の各月 被保険者数及び派遣労働 を記載してください。

31

月16日

例 : 出向開始基準日が4月 の場合 1か月前:3月31日の人 2か月前:2月28日(閏

1:3月31日の人数 2:2月28日(閏年14 29日)の人数 1:1月31日の人数 1:12月31日の人数 1:12月31日の人数 1:11月30日の人数 1:11月30日の人数 **正月月** 福福福福 かかかか დ 4 ს 0

:浴で で記 で記 機田 以降の支約 女、1回目 司じ数値を なお、2回目以ば とする場合には、 った本様式と同じ ってください。 でごう

るをと中都

記載例】 雷 間鄰中間 契約期間 10 に家 烾 契 |者派遣 崽 *

日安に 財政 かんだい かんがん かんしん いんり 動者を派遣いれた いいい にいまい いんりん 記載 して くん t、産業雇用3 1向元事業所に 1に、派遣労働 10元事業上が10元事業主が10元 この書類は、 申請する出向 記の期間中に ている派遣河 を下しだ

様人第75(2)

(R4.8.1)

労働者派遣契約に係る契約期間遵守証明書

出向開始基準日の前日から起算して6か川前から当該支給対象期の末日

30 H) 1日から令和 10]] 34 (令和

産業雇用安定助成金を受給しようとする出向元事業所

林式公社 (名称:●●興業

出向元事業所の 们日から起算し B載してくださ

ついては、出回 は基準日の前日 目前の日を記載

・ 田か開始 田の開始 て 6 か 月前 い。 ・ 終了日に 女然子日に 記載して、

ついて

汇 下記のとおりであり、 役務の提供を行った派遣労働者の就業状況については、 該派遣労働者の意に反して契約期間満了前に契約を解除した者がいないことを証

土日が多

|| | |象期の末日

こついては、出店青する支給対象にください。

なお、上記の契約解除等に係る状況の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場

合には協力します。

上記期間に役務の提供を行っていた。

①のうち上記期間内に当該派遣航業を終了した4 (3)

実人数でご記載ください。 例えば、6か月の間で、最初 の1か月目と3か月目に同一 の労働者を派遣していた場合、 1人と記載してください。

初一

②のうち自己都合により当該派遣就業を終了した。 <u>@</u> ②のうち契約期間満了により当該派遣就業を終了した

②のうちその他の埋由

Ξ

〒999-9999 福島県郡川市●●5-5-5 七 Щ

口口人材派遣 筷 派道元責任者

Ž X 法人の名称 氏名については、自筆による著名で記入すること

本証明を行うことにより、派遣 先(出向元事業所)は助成金の助成 率の上乗せの適用を受けることが 出来るようになります。 ※事実と異なる本証明をもって 出向元事業所が支給申請をした場 合、出向元事業所への助成金の返 選等が必要となり、出向元事業主 とトラブルになる可能性がありま すので、事実関係をよくご確認の 上、証明を行ってください。

 Θ (c) 4 令和 うく ر ر ب 司 記載 問 MЖ 金金 成所 |安定助| |元事業| 用何 **田**田 産すさまるい。

ビゼだ

記載例 支給期間延長届

様式延特第1号 (R4.10.1)

本様式は延長希望日から起算して3か月前の日から前日までに(ただし、天災その他その期間内

に申請しなかったことについてやむを得ない理 由があるときは、当該理由のやんだ後1か月が 経過する日までにその理由を記した書面を添え

産業雇用安定助成金 支給期間延長届

※受付番号

なお、この延長届の記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。 産業雇用安定助成金の支給期間の延長につき、次のとおり届けます。

【出向元事業主記載欄】※出向元事業主が記載してください。

申請者が代理人の場合、上編に代理人の、右上欄に事業主の住所、条係次で任名の記入を、 申請者が社会保険労務士治施行規則第16条第2項に規度する提出代行者又は同合第16条の3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、右上欄に申請者の兵名等を記載して下さい。 事業主 (提出代行者・事務代理者) 社会保険労務士 事業主 住所 〒333-3333 東京都○区××× 又は 名称 ○×▲サービス株式会社 代理人 氏名 延長 三郎 令和4年 10月 11日

※令和4年11月30日までに提出した場合は、提出期限に関わらず、延長希望日の前日までに

提出して下さい。

提出したものとみなします。

労働局長 殿 公共職業安定所経由) 東京 飯田橋 2

(5) 延長希望日から起算して6か 30 H (予定) 年月日 (延長対象期間末日) 月が経過する日 (3) 事務担当者職・氏名(電話番号 ((2)と異なる場合) 最常春号 令和5年 合和 (A) Щ (4)延長希望日(延長対象期間初日) (6)届出理由(いずれかに○を) Щ 延長希望日 (延長対象期間) 10 H 和人男 10 A (3) 出向開始年月日 放浪 3# 令和4年 a)初回の延長 合和 能物部 b 再延長 20延長対象労働者 (2) 雇用保険被保険者番号 X-XXXXXX-XXXX (2)出向元事業所の名称及び所在地等 (法人である場合は代表者の氏名) (1)雇用保險適用事業所番号 ○×▲サービス株式会社 所在地 〒333-333 事業主氏名 延長 東京都〇区××× 電話番号 希腊 名称 大部 (1) 氏名 ⊕出向元事業所

【出向先事業主記載欄】※出向先事業主が記載してください。

事業主 住所 〒555-6666 東京都□区××× 又は 名称 ○×▲コンサルタント株式会社 代理人 氏名 限度 上 11 H 令和4年 10 月

事業主 (提出代行者·事務代理者) 社会保険労務士

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の、右上欄に事業主の白所、条係がび氏名の記入を、 申請者が社会保険労務士法施行協関第(8条第2項に製定する提出代行者又は同今第18条の3 に発定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。

産高又は出荷高を確認できる「月次損益計算書」「総勘

定元帳」「生産月報」などの書類

生産量要件を比較する期間の、月ごとの売上高、

確認書類 事業所の状況に関する書類 (出向元事業主)

【添付書類】

生産指標の確認のための書類

0

労働局長 殿 公共職業安定所経由) 東京 飯田橋 、

比較するそれぞれの月ごとの月末の人数を確認する

ことができる「派遣先管理台帳」

類(派遣労働者を受け入れている場合)

受け入れている派遣労働者の人数の確認のための書

0

(N)

確認書類 事業所の状況に関する書類(出向先事業主)

遡及適用の有無 (3) 事務担当者職・氏名(電話番号 ((2)と異なる場合) ※労働局処理欄 延長対象期間 щ 斑魚 総務部 名 称 ○×▲コンサルタント株式会社 〒555-6666 東京都□区××× (2) 出向先事業所の名称及び所在地等 電話番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 (法人である場合は代表者の氏名) (1)雇用保険適用事業所番号 事業主氏名 限度 所在地 ③出向先事業所

ください。また、既に延長届を提出している事 延長希望日は、計画届により届け出た出向労 働者の支給日数が1年(365日)に達する見込み のうち最も早い日)の翌日以降で、1年を超え て本助成金の支給を受けることを希望する日 日の日(複数の出向労働者が該当する場合はそ (366日目以降の支給を受けたい日)を記入して 業主が再延長しようとする場合は、前回提出し た延長届の①(5)欄の日付の翌日を記載して ください。 延長希望日から起算して6か月が経過する日 年10月1日の場合は、令和5年3月31日と記載 を記載してください。(例:①(4)欄が令和4 してください。)

なお、支給期間の延長は令和6年3月31日までとなりますので、当該日がこれを超える場合は、令和6年3月31日と記載してください。

本様式を届け出る理由について、以下を参照の上、 a~cのいずれかにOをしてください。

- a 初回の届け出(b 及びcのいずれにも該当しない)
- 既に延長届を提出しており、再延長をする場合 既に延長届を提出しており、延長希望日(延長対
- 象期間)を変更したい場合

出た出向労働者で、1年を超えて本助成金の支給を受けることを希望する者のうち、支給日数が1年(365日)に達する見込みの者(複数の出

②延長対象労働者欄には、計画届により届け

向労働者が該当する場合はそのうち最も早い者

一人)について記載してください。

【出向実施計画(変更)届(出向先事業主) 出向先が自治体の場合の記載例】

樣式第2号 (R4.10.1)

※ 政付袖与

	だ』 24 実少欄の打 関係を 4 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	J		「資本の額又は出資の総額」はOと 記入してください。		\											
出向実施計画(変更)届(出向先事業主)	E所 (労働局) が行う場合には協力します。	事業主 住 所 〒123-4567 ○○県□□市△▲区×××× 又は 名 称 ○○県 代理人 氏 名 ○○県知事 知事 県太郎 作理人 氏 名 ○○県知事 知事 県太郎	6、単連が中途保険が指揮的で開催がある際の原に設定する際出代で海女工店令 第 16 条 の 3 15 数 6 半 5 半 5 半 6 半 6 半 6 半 6 半 7 上 重 に 身 業 井 9 、下 重 に 事 課者の元を称を招募してください。	事業上77.1 住 所 〒 (提出代香・事務代理者) 名 称 社会縣與労務士 瓦 名		(3) 主たる事業及び企業規模 ※労働房処理欄	当該年度によける最初の計画届の 提出日本的日(ただし、当該年度 に対いて前年度に独し立作層 において前年度に独し立作層 と記載の出のを義彰して いる場合は、連手板の3月31 日)の場所に設定され	S	「の数 / 回 / 2000 イ		(有の場合その受けている助成金・補助金・委託費等名)	業務提携の (8) 本田向は、雇用調整を目的とした田向労働者を交換し合うも行われるものではない。(円1) (円1) (円1)	(10) 本田向は、令和3年8月1日以降に開始する田向であり 新型コロナサイルス感染症の影響による雇用維持のために、通 の配置転換の一環として行われる田向と区分して行われる田 である。(*(7)が「はい」、(9)が「有」の場合の外記載してく さい)	a 出向労働者数の増加 b 出向期間の延長 c 出向先事業所の増加・変更 e 債金類型 f 支給申請頻度	(2) 出向期間((1)の事業所から受け入れる出向労 ※出向元事業所を管 働者のうち、最も早い出向の開始予定日から最も、轄する公共職業技定 遅い出向労働者の出向の終了予定日までの期間) 所	令和4年 11月 1日	令和5年 10月 31日
産業雇用安定助成金	出向の実施につき、次のとおり届けます。 なお、この計画届による出向の状況の確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。	令和4年 10月 11日		福島 労働局長 殿 (郡山 公共職業安定所長経由)	(I)雇用保險適用事業所番号 1234-567890-1	(2) 事業所の名称及び所在地等	名 称 ○○県庁 所在地 〒123-4567 ○○県□市A▲区××× 専業主氏名 (法人である場合は代表者の氏名)	●	(4) 資本の額又は出資の総額/常時雇用する労働者の数	(5 ②(1) 公出向元事業所からの出向の受入れ前6 雇等の有無 (有	回 (6) ②(2 ³ ○出向期間中における本助成金以外の助成金・補助	(7) 本出向は、人事交流のため、経営職略のため、業務提携のため、実習のため等ではなく、雇用調整を目的して行われるものである。	銀	(11)変更組由 提出済の計画届の内容について、変更を届け出る場合は、a~f のうち該当する変更理由に「○」を付けてください。	(1)出向元事業所の名称及び所在地 ② 出	あ 名 称 (株) ○×△□商店 間 名 称 (株) ○×△□商店 等 所在地 〒987-6543 ○○県□□市××区△△△△	
				① (5) (6) につきましては、空欄で 差し支えございません。													

【支給申請書 出向先が自治体の場合の記載例】

※ 支給対象期

※ 独立柱の右無

産業雇用安定助成金 支給申請書

産業雇用安定助成金の支給を受けたいので、

様式第6号(1) (R4.10.1)

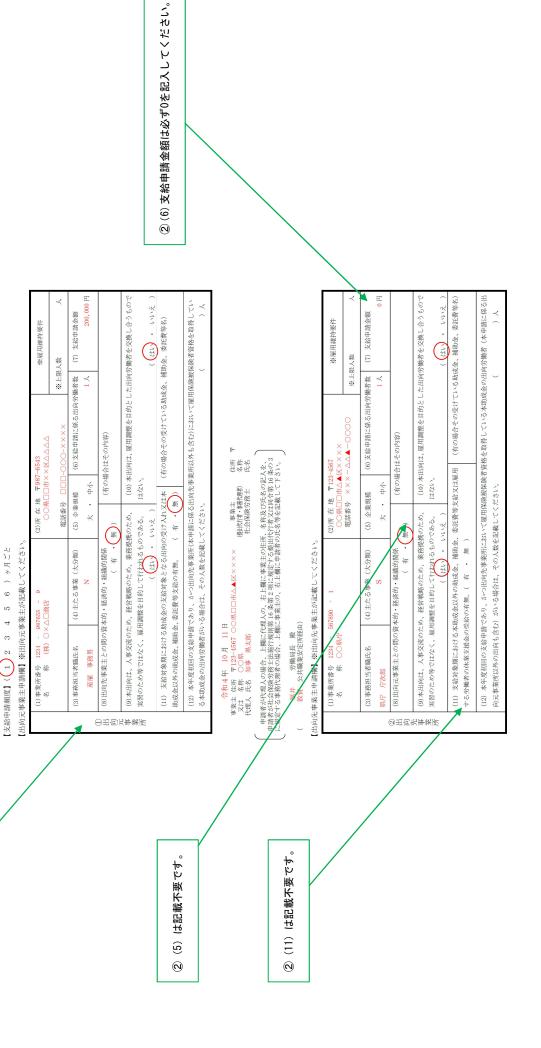
#

裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。 なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。 本業主 在所 〒987-6543 ○○県□□市××区△△△△ XIX 名称(校)○×△□隔店 代理人 氏名 基準 幸子

申請者が代題人の場合、上層に代題人の、右上層に事業主の住所、条係及び比系の記入を、 申請者が社会隊除労働在上施信程規則 16 条約 2 項に規定する提出代行者又は同年第 16 条の 3 に規定する指統代理権の最高。上鵬に事業主の、右上鵬に申請者の民名等を譲渡して下さい。

出向元事業主におかれましては、す べての項目を記載してください。 福井 労働局長 殿 教質 公共職業安定所経由)

※受付番号(



作成例 独立性が認められない事業主間で行う出向の場合 【出向協定書

出向協定書

●●興業株式会社と●●興業株式会社労働組合とは、事業活動の縮小に伴う出向の実施に 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持を目的としたものであり、コロナ以前に 関し、下記のとおり協定する。なお、本出向は、グループ内企業間で行うものであるが、 行われていた通常の人事異動とは異なるものである。

딞

- 1. 出向先
- (1) 事業所の名称 株式会社□□通信
- (2) 所在地 東京都千代田区〇〇1-2-3 (3) 事業の種類 情報通信業

出向の実施を予定している時期

期間(年月数

安定 (4) 事業主の氏名 代表取締役

大郎

- 2. 出向実施予定時期·期間
- 令和■年■月■日から令和■年■月■日までの期間中で出向労働者ごとに定める2
 - 年以内の期間

- 3. 出向期間中及び出向終了後の処遇 (1) 出向の形態と雇用関係
- 出向期間中は総務部所属とし休職扱いとする。
 - (2) 出向期間中の賃金
- 出向労働者の就業時間、休日、休暇等の労働条件は、出向先の規定によるものとす 出向労働者の賃金及び一時金は出向先の定めるところによる。 出向期間中のその他の労働条件

3

(4) 出向期間中の雇用保険の適用

年以内に限る)を記載することも 可能です。

での各出向労働者の予定期間(2

- 出向労働者の雇用保険は、出向元において適用するものとする。
 - 出向終了後の処遇

9

- 出向労働者は出向終了日の翌日に当社に復帰する。その際の職務内容及び賃金は、 なお、出向期間は、昇級及び退職金等の算定基礎となる勤続年数に算入する。 出向する直前のものと同一とする。
 - 4. 出向労働者の範囲及びその人数
- (1) 範囲 出向労働者は、〇〇部門の従業員のうち、事業主が選定し本人が了解した者 とする。
- 77 (2) 人数
 - 5. 雑則

この協定の有効期間は令和■年■月■日から令和■年■月■日までの間とする。

令和■年■月■日

大郎 安定 代表取締役 株式会社 ●●興業

大郎 執行委員長 開発 株式会社労働組合 ●●興業

は、出向元事業主・労働組合等の代表 本作成例はあくまで例示の一つであ り、実際の協定書の作成にあたって 者の双方で協議をお願いします。

B. 57に記載の(1)~(5)について は、必ず記載してください。

定の締結段階で具体的な出向労働者が未確定であるなどの理由で時期,期間を確定できない場合は、時期。期の最大幅及びその範囲内期。期間の最大幅及びその範囲内

のパターンが複数ある場合や、協

出向労働者が複数おり時期・期間

を記載して下さい。 (始期・終期)と

(独立性が認められない事業主間出向の場合) 【出向先事業所別調書

記載例

(R4. 8. 1) 镁式第1号別紙1

出向元事業所名称:

出向先事業所別調書

神

※出向先事業所を管轄 する公共職業安定所 (2-2) 審查対象期間 п (前回提出時) H 12 A

した出向労働者を交換し合うものではない **(** 30 H 審查対象期間 **冷和5年11月** 本出向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務提携のため、 実習のため等ではなく、雇用調整を目的して行われるものである。

名 称 株式会社□□通信 所在地 〒999-9999 東京都千代田区○○1-2-3

本ガイドブックの「資本的、経済的、 組織的関連性等からみた独立性に ついて」(P.11)を参照し、内容を記 入してください。

⊕出向先事業所

四個 (6) (3) が「はい、(5) が「何」の場で、本田舎は、今年 3 年名 月 1 日以降に開始する日面であり、原型コロナウイ ケス酸火症の影響による雇用能等のだめに、通常の配配能等 ウー展として行われる田田をと及して行われる田田である ・レアコンプ目を始かか曲はあり、コイナキュ

四四 B煙

➅

(4) 出向終了予定日

Щ (3)出向開始予定日

(2) 雇用保険被保険者番号

(1) 压名

12 H 1234-567890-

用来

10 A

令和5年

Щ ш

щ щ

进 # # #

щ Щ Щ

щ \equiv щ

ш ш ш ш

#

#

4234-567890-1

②出向予定労働者

щ щ Щ щ

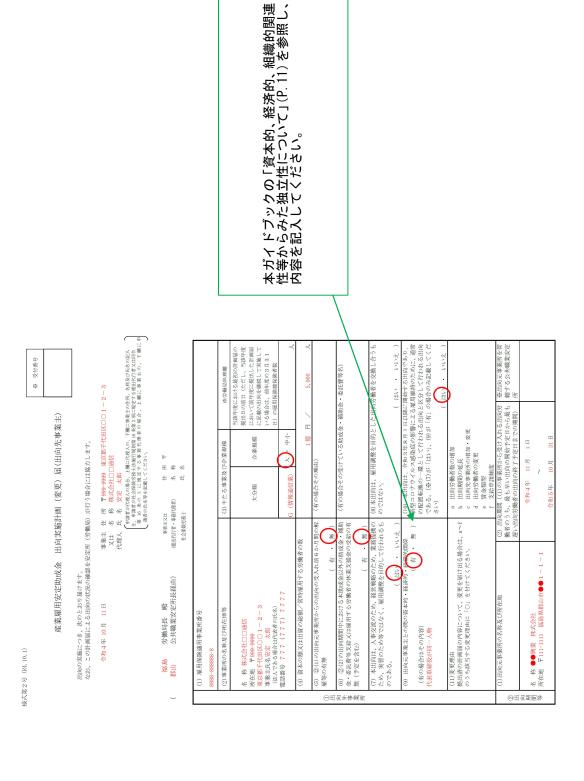
ш ш ш ш

щ щ щ 皿

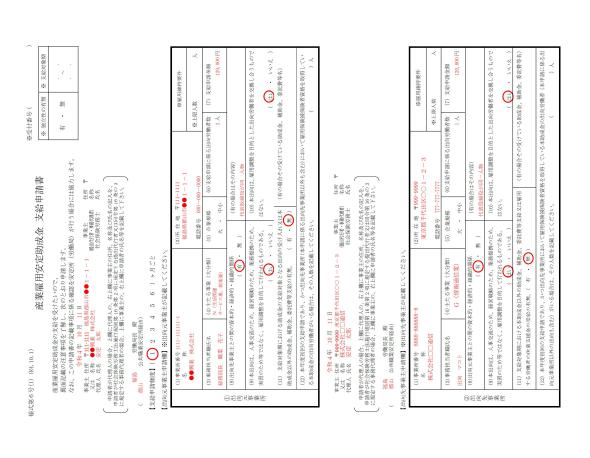
进 # #

は由向初期経費に係る計画については、様式第1号別紙2に記載し 象となりませんので、様式第1号別紙2は作成不要です。)

記載例】 独立性が認められない事業主間出向の場合 届 (出向先事業主) (変更) 【出向実施計画



【支給申請書 独立性が認められない事業主間出向の場合 記載例】



記載例】 (公益特例用) 【出向先事業所別調書

様式公特第1号別紙1(公益出向関係)(R4.8.1)

※判定基礎期間	•			※出向先事業所を管轄す
(田)				(2-1) 審查対象期間(前
出向先事業所別調書(公益特例用)				(2-1) 審查対象期間
出向先事業月		∃向于重要的名称:●●網米牌式合於	4.75 事 未月 4 你, • • 嗷儿你必去在	(1)出向先事業所の名称及び所在地等
		Ī	Ī	

	Ξ Θ	(1) 出向先事業別の名称及び別在地等	び所在地等	(2-1) 番査対象期間	参期間	(2-1) 審查対象期間(前 回提出時)		※出向先事業所を管轄する公共職業安定所	
	名 将 茶 芸		●●商事株式会社 〒333-3333 東京都千代田区●●1-1-1	令和4年9月	H I	年 月	ш		
				~ 令和4年11月	30 H	年月	ш		
		出向は、人事交流の りため、宝粉のため	(3)本出向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務 概様のため、宝籾のため等ではかく。原田調整を目的	(4)本出向は、雇用調整を	雇用調整を	5目的とした出席	労働者を交換	目的とした出向労働者を交換し合うものではない	
:		にがったが、大日ひたかせ として行われるものである	ないない、 (大い)・ いいえ)				12	はい・いいえ)	
本ガイドブッ. 被保険者を出	(5) 田	向先事業主との間の		(有の場合はその内容	その内容)				
に参照くだから		(6)本出向は、今和3年8) かあり (6)本出向は、	月1日以降に開始するもの ユーデン・ハジ 瀬に位えん状	公はいの場合は一番年本式	具体的に記される	(はいの場合は具体的に説明してください) 商車株式会社が ● 由から母野した者	り	はいの場合は具体的に説明してください) 簡単株式や針が ● 直示なら参野 「ナ 管型コロナウイ ルスワクチン組団	
「よい」の場合は日间の日的が、初当コロディイルス感染に「係るワクチン集団接種・大規模 本語がこくこな米等 医むみよい 井田杵谷 ジャ	開発	であった。 田の高い事業に従事させる R政者を出向させるもので	たので、単一では、大道水流の必ずになるとこれでの高い事業に従事させることを目的とし、大量の数保険するものである。 (14)	接種会場におけら令和4年5月	ナる受付等 331日ま	接種会場における受付等対応業務に従事させるため、 ら令和4年5月31日までの3ヶ月間、40人の被保険	**	後種会場における受付等対応業務に従事させるため、令和4年3月1日から今和4年5月31日までの3ヶ月間、40人の被保険者を出向させるもの。	
解かてので飲用されたなは	(7)	(4なが) (4な類型 (2を) (2を) (2を) (2を) (3を) (3を) (3を) (4を) (4を) (4を) (4を) (4を) (4を) (4を) (4	つけてください)	A Table	B型(C型	D型	巨型 下型	G 型	
であることを:	88	な給申請頻度 (該当する頻度に○を	につをつけてください)	1ヶ月ごと 2ヶ	2 + H ~ 2	3ヶ月ごと 4ヶ月	ごと 5ヶ月ごと	6ヶ月ごと	
	No.	(1) 氏名	(2)雇用保険被保険者番号 (3	(3) 出向開始予定日		(4) 出向終了予定日	定日	(5)賃金締切日	
	-	公益 一郎	9876–54321–0	令和4年 9月	H	令和4年	11 H 30 H	月末	
	23	公益 次即	9876-54321-1	令和4年 9月	1 H	令和4年	11月 30日	月末	
	en	公益三郎	9876-54321-2	令和4年 9月	1 H	令和4年	11 H 30 H	月末	
	4	公益 四郎	9876-54321-3	令和4年 9月	1 H	令和4年	11.A 30.H	用来	
出向を予定しているすべての労働者毎に / 1)~(5)にしいた評計「ケヘゲメい」か	22	公益 五郎	9876-54321-4	令和4年 9月	1 H	令和4年	11 A 30 B	月末	
、公益特例により計画届を提出する場合は、	9 9 9 9	公益 六郎	9876–54321–5	令和4年 9月	1 H	令和4年	11 A 30 B	用未	
の判定基礎期間あたり30人以上の対象労働 を出向させる必要があります。15人目以降は	- 世紀	公益 七郎	9876–54321–6	令和4年 9月	1 H	令和4年	11 H 30 H	月末	
先事業所別調書(公益特例用)続紙に記載 ノゼさい	函 检Ⅰ ₹	公益 八郎	9876-54321-7	令和4年 9月	T H	令和4年	11 A 30 H	月末	
יין אוט ביי	6	公益 九郎	9876-54321-8	冷和4年 9月	1 H	合和4年	11月 30日	月末	
	10	公益 十郎	9876-54321-9	令和4年 9月	1 H	令和4年	11.A 30.H	月末	
	Ξ	公益 十一郎	8765-43210-0	令和4年 9月	1 H	令和4年	11 H 30 H	用来	
	12	公益 十二郎	8765-43210-1	令和4年 9月	1 H	令和4年	11 H 30 H	月末	
	13	加三十 栗芩	8765-43210-2	令和4年 9月	1 H	令和4年	11月 30日	月末	
	14	湖园十 票次	8765-43210-3	令和4年 9月	1 日	令和4年	11月 30日	月米	
1,	and the first feet								

※出向初期経費に係る計画については、様式第1号別紙2に記載してください。

校目)

枚中

記載例】 (公益特例用) (出向先事業主) Щ (黎更) 【出向実施計画

様式公特第2号 (R4.10.1) (公益出向関係)

出向実施計画(変更)届(出向先事業主) 産業雇用安定助成金

受付番号

×

(公益特例用)

出向の実施につき、次のとおり届けます。 なお、この計画届による出向の状況の確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。

令和4年 10月 11日

任 所 〒333-3333 東京都千代田区●●1-1-1 名 称 ●●商事株式会社 氏 名 商山 事郎 事業主 又は 代理人

申請者が代理人の場合、上層に作組人の、下層に等業生の任所、名称及び存名の記入 多、中報者が社長の総が寄む土地衛行展出版 18 条第 2 部に規定する施出代作者又は同令 第 16 条の 3 に 数ます ち事 務 代 理者の場合、上層に 事業 主 の、下層に 中 雑客の反偽を造成してんさい。

公共職業安定所長経由) 労働局長 東京飯田橋

佳名氏 事業主又は (提出代行者・事務代理者) 社会保険労務士

所 稌 4

※労働局処理欄 (3) 主たる事業及び企業規模 3216-549870-1 (2) 事業所の名称及び所在地等 (1)雇用保險適用事業所番号

当該年度における最初の計画届の 提出日の前日の雇用保険被保険者 数 (10) 本出向は、令和3年8月1日以降に開始するものであり、新型コロナウイルス感染症の影響に係る公益性の高い事業に従事さ (8) 本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うもの と目的とし、大量の被保険者を出向させるものである。 ((は) ・ いいい (有の場合その受けている助成金・補助金・委託費等名) H 000 + 企業規模 $_{\mathbb{K}}$ (有の場合その理由) (他に分類され ないもの)) 大分類 ではない。 する。 (6) ②(2)の出向期間中における助成金の支給対象となる本 助成金以外の助成金・補助金・委託費等支給又は雇用する労 働者の休業支援金の受給の有無 (予定を含む) 経営戦略のため、業務提携 雇用調整を目的として行わ (4) 資本の額又は出資の総額/常時雇用する労働者の数 (5) ②(1)の出向元事業所からの出向の受入れ前6か月 解雇等の有無 所在地 〒333-3333 東京都千代田区●●1-1-1 (9) 出向元事業主との間の資本的・経済的・組織 (単) 000 (法人である場合は代表者の氏名) 電話番号 000 (0000) 名 称●●商事株式会社 事即 (有の場合はその内容) のため、実習のため等 事業主氏名 商山 れるものである。 \in 向先事業所

本ガイドブックの「公益の目的のために大量の被保険者を出向させる場合について」(P.8) をご参照ください。 「はい」の場合は出向の目的が、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン集団接種・大規模 接種やP C R 検査等、国や地方公共団体等から 発注された公益性の高い事業に従事させるためであることを具体的に説明してください。

いいえ)

クチン集団接種会場における受 3月1日から令和4年5月31 出向労働者 40 人を受け入れる

●観光株式会社か

出向労働者数の増加 出向期間の延長 (はいの場合は具体的) ●●市から受託した新型: り3ヶ月間、 a _c (11) 変更理由

出向先事業所の増加・変更 出向労働者の変更 出向期間(賃金類型 υР 提出済の計画届の内容について、変更を届け出る場合は、a ~fのうち該当する変更理由に「○」を付けてください。 (1)出向元事業所の名称及び所在地

働者のうち、最も早い出向の開始予定日から最も 遅い出向労働者の出向の終了予定日までの期間) 12 H 11 H 令和4年 東京都文京区●●1-1-1 名 称●●観光株式会社 所在地 〒555-5555 東

◎田佰聚團錄

31 H

※出向元華 業所を管轄 する公共職

(出向先事業主) (公益特例用) Щ 【支給申請書(変更)

様式公特第6号(1)(公益出向関係) (R4.10.1)

産業雇用安定助成金 支給申請書(公益特例用)

※ 支給対象期 (出向) ※ 受付番号

産業雇用安定助成金の支給を受けたいので、 裏面記載の注意事項を了解し、次のとおり申請します。 なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。 <mark>令和4年 10月 11日</mark> 住名氏所称名 事業主 (提出代行者・事務代理者) 社会保険労務士

中語者が代理人の場合、上欄に代理人の、右上欄に脊業主の住所、名称及び氏名の記入念。 中語者が社会保険予格と遊信用期所 8. 条第2間、場近する海田代音が工式に同等数 16. 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に辛業主の、右上欄に申請みの氏名等を記載して下きい。

 東京
 労働局長 股

 (飯田橋
 公共職業安定所籍由)

 (支給申請頻度)
 (1 2 (3) 4 5 6) ヶ月ごと

 (出向元事業主申請欄)
 ※出向元事業主が記載してください。

	※雇用維持要件	(7) 支給申請金額		ルえ	いいえ	かえ	·補助金·委託費等名)
	55-5555 ▶●1-1-1 0000-0000	(6) 支給申請に係る出向労働者数40人	(有の場合はその内容)	(11) · (11)	1 ・ (いば)) . (11)	(有の場合その受けている助成金・補助金・委託費等名)
	(2)所 在 地 〒555-5555 東京都文京区●●1-1-1 電話番号 000-0000-0000	(5) 企業規模大 ・ 中小		のため、実習のた。	合うものではない。	,り、新型コロナウ ことを目的とし、	受け入れ又は本助 (有 ・ (無))
*米上が 記載 ワインだい。	-1	(4)主たる事業 (大分類) N (生活関連サービス 業: 総発業)		(9)本田向は、人事交流のため、経営戦略のため、業務総裁のため、実習のため等ではなく、雇用調整を目的として行われるものである。	(10)本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うものではない。	(II)本田向は、合和3年8月1日以降に開始したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響に係る公益性の高い事業に依事させることを目的とし、大量の酸保険者を出向させるものである。	自の
国内九尹米上午时間 』 本国内九尹米上が1000 くくんご v	(J)事業所番号 0147-258369-1 名	(3)事務担当者職氏名 事務寺 優子	(8) 出向先事業主との間の資本的・経済的・組織的関係 (有	(9) 本出向は、人事交流のたと め等ではなく、雇用調整を目	(10)本出向は、雇用調整を目	(11)本出向は、令和3年8月1日以降に イルス感染症の影響に係る公益性の高い 大量の被保険者を出向させるものである。	(12)支給対象期における助成金の支給対象となる出成金以外の助成金・補助金・委託費等の支給の有無。
HIM YE				元事業定	Ē		

令和4年 10月 11日 事業主 (2014年 10月 11日 東北 4条 ● 高事務本式会社 代理人 5名 同一 郭寧株式会社 代理人 5名 同一 郭豫

住名氏所称名

中語者が代理人の場合、上欄に代理人の、右上欄に事業主の住所、名称及び玩名の記入を、 中語者が社会保険労労力法施行規則所(6条第2年)の『長郎子が提出代行者では同時報(6条の3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の、右上欄に申請者の氏名等を記載して下さい。

東京 労働局長 殿 飯田橋 公共職業安定所経由)

向先事業主申請欄】※出向先事業主が記載してください

	(1) 事業所番号 3216-549870-1	-1	(2) 所 在 地 〒333-3333	13-3333	
	名 称 ●●商事株式会社		東京都千代田区●●1-1-1	₹••1-1-1	※雇用維持要件
			電話番号 0000-0000-0000	0000-0000	
	(3) 事務担当者職氏名	(4)産業分類 (大分類)	(5) 企業規模	(6) 支給申請に係る出向労働者数	(7) 支給申請金額
	一架 無用	R (サービス業 (他に分類されないもの))	大・中小	40 A	•
	(8) 出向元事業主との間の資本的・経済的・組織的関係 (有 ・	\sim	(#)	(有の場合はその内容)	
先事業	(9)本出向は、人事交流のたx め等ではなく、雇用調整を目	(9) 本田向は、人事交流のため、雑沓戦略のため、業務提携のため、実習のため等ではなく、雇用調整を目的として行われるものである。	のため、実習のた。	<u> </u>	小元
	(10)本出向は、雇用調整を目的	(10)本出向は、雇用調整を目的とした出向労働者を交換し合うものではない。	≙うものではない。	े . ो इ	えいいん・
	(11)本出向は、令和3年8月1日以降に月イルス感染症の影響に係る公益性の高いで大量の被保険者を出向させるものである。	(II)本田向は、令和3年8月1日以降に開始したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響に係る公益性の高い事業に従事させることを目的とし、大量の被保険者を田向させるものである。	.9、新型コロナウ ことを目的とし、	(<u>†</u>	がえ
	(12) 支給対象期における本助成金以外の助成金、 又は雇用する労働者の体業支援金の受給の有無。	(12) 支給対象期における本助成金以外の助成金・補助金・委託費等の支給 又は雇用する労働者の休業支援金の受給の有無。 (有・(無))	・委託費等の支給 ・ ・ 無)	(有の場合その受けている助成金・補助金・委託費等名)	補助金・委託費等名)

本様式の青色のセルは自動計算されます。

事業所で選任している職業能力開発推進者(職業能 力開発促進法第12条)について記入してください。職 業能力開発推進者については、B.41 「職業能力開発推進 とは」を参照してください。 6 欄及び7 欄は復帰後訓練対象労働者に係る出向先 事業所の名称及び雇用保険適用事業所番号を記載して くだみい。

復帰後訓練対象労働者に受けさせようとす る訓練の実施形態に該当するもの全てに「O」を記入し てください。用語の定義は以下のとおりです。

- 事業所内訓練=出向元事業主自らが主催し、事業所内において集合形式で実施する訓練をいう。外部講内において集合形式で実施する訓練をいう。外部講 事業主が企画し主催したものは事業所内訓練とす 師の活用や社外の場所で行われる訓練であっても、
- 事業所外訓練=公共の職業能力開発施設、学校教育 法上の教育機関、各種学校、專修学校、認定職業訓練 施設、その他事業主団体等が主催している訓練をい
- Ott-JI=生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる ラーニング=コンピュータなど情報通信技術を活 (事業所内又は事業所外の) 職業訓練をいう。
 - 用した遠隔講習であって、訓練等の受講管理のため のシステム (Learning Management System) により、 により、訓練等の進捗管理が行えるものをいう。ただ ス)で実施されるeラーニングは助成対象外とする。 受講者及び事業主に雇用される訓練担当者との双方 し、定額制サービス(一訓練当たりの対象経費が明確 でなく、かつ同額で複数の訓練を受講できるサービ 教材、補助教材等を受講者に送付し、必要な指導者 が、これに基づき、設問回答、添削指導、質疑応答等 通信制=通信の方法により、一定の教育計画の下に、 を行うものをいう

練を開始するものであり、かつ訓練の実施期間が6か 月以内であることが必要です。 訓練の実施期間を記入してください。なお、復帰後訓 練対象労働者の出向終了日の翌日から3か月以内に訓 以内であることが必要です。

記載例その1】 Щ (変更) 復帰後訓練実施計画

模式第14号 (R4.10.1)

Щ 復帰後訓練実施計画 産業雇用安定助成金

この計画届による訓練の実施状況の確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。 復帰後訓練の実施につき、次のとおり届けます。

(会、上欄に代理人の、下欄に非業主の住所、名称及び氏名の記入を、申請者が社会 特別の表別は行る指針に行う者は同等第16条の3に提定する事務代理者の場 下離に申請者の氏名等を記載してくざさい。 〒777-777 東京都〇〇市×町 〇〇建設 株式会社 経験 住所 名称 五名 申請者が代理人の場合 保険労務士法施行規則等 合、上欄に事業主の、下 又は 事業主 代理人 H H щ 01

乔在地

事業主义は

名称

公共職業安定所経由) 提出代行者,事務代理者)

蟿

労働局長

単 400 時間】 0000 二 通信制により実施する事業所外訓練 総訓練時間 時間換算 7 雇用保険適用事業所番号(出向先) 電話番号 電話番号 口 事業所外訓練 (Off-JT) ※6ラーニング・通信制により実施する訓練時間は、総訓練時間が、名 ニングにより実施する事業所外訓練 氏名 ш ш 事業主氏名 経験 暦 (法人である場合は代表者の氏名) 31 社会保険労務士 T777-777 щ 東京都〇 事業所内訓練 (Off-JT) 12 က 地方公共団体の補助金等の申請の有無 所属·氏名 受職・氏 在地 # # 5丁日 合和5 開始日 合和4 雇用保険適用事業所番号 力開発推進者名 訓練の実施形態(該当するもの全てに○をつける) 6 出向先录案所名 訓練の実施期間 訓練実施機関 8 訓練の名称 5 事務

こより新たに得る(得た)スキル・経験について、出向先事業所に ||練に使用する教材及び使用器具等 復帰後訓練対象労働者が出向先 る職業名、産業、部署及び役職 6業名>厚生労働省編職業分類表 ||練の実施場所(名称及び住所 | 車門学校 | 市立和千代田区部 スは講師

C産業名>日本標準産業分類によるものを小分類で記載 3本標準産業分類(https://www.soumu.go.jp/toukei toukats 事業部 ○○担当 :部署、役職>

裏面にも記載事項があります 1

得たスキル・経験>

能であれば2週間前までを目処) に以下の書類と併せ 復帰後訓練計画は訓練を開始する前日(※)まで て提出してください。

※令和4年11月30日までに提出した場合は、提出期 限に関わらず、訓練開始日の前日までに提出した ものとみなします。

- 復帰後訓練対象労働者一覧(様式第14号別紙)
- ・Off-JIの実施内容等を確認するための書類(確認 書類(1))
- ①実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所 等のわかる書類(事前に復帰後訓練対象労働者 に配布したもの等)やカリキュラム等
 - ②職業訓練指導員免許(写)または1級の技能検 定合格証書(写)(事業所内訓練を部内講師に より行う場合かつ当該講師が該当する場合)

○事業所内訓練を実施する場合のみ

- · 様式第15-1号 Off-JT 部内講師要件確認書 (部内講師により行う場合のみ)
- · 様式第15-2号 0ff-JT 部外講師要件確認書 (部外講師を招いて行う場合のみ)

総訓練時間には、計画した訓練計画の日数と総訓練 時間数を記入してください。。ラーニング・通信制によ り実施する訓練時間は、総訓練時間から除いて記載し てくだみい。 e ラーニング・通信制により実施する訓練時間を記載 してくだみい。

氏名と所属を、事業所外訓練の場合は訓練の実施機関 事業所内訓練で外部講師を招く場合にはその講師の の名称と住所を記入してください。複数ある場合は全 て記入してください。

(https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_di ctionary.html) によるものを細分類 (3桁-2桁 く職業名>には、厚生労働省編職業分類表 で記載してください。 く産業名>には、日本標準産業分類によるものを小分類 (https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_di ctionary.html) (3桁 業種名) で記載してください。 〈得たスキル・経験〉には、出向先事業所で従事する(した)業務により新たに得る(得た)スキル・経験について、 具体的に記入してください。

様式第14号 生産性向上の見込みについて記載が難しい場合は、次 の計算式を参考にするなどして記載してください。

付加価値(※1)

※1付加価値とは、企業の場合「営業利益+人件費+減 価償却費+動産・不動産賃貸料+租税公課」の式で計算 されます

※2生産性について解説したパンフレット

(https://www.mhlw.go.jp/content/000759761.pdf) ₺ 参考にしてください。(本助成金には、当パンフレットに 記載のある「生産性要件を満たしている場合の助成の割 増等」はありません) 事業所において、事業拡大、生産性向上などを行う上で、 現在どのような人材を必要としているのかを記載して ください。

< どのような人材を必要としているのか> ○○・・・・

訓練を実施することにより、復帰後訓練対象労働者が出 向先事業所で従事する(した)業務により新たに得た(得 る)スキルがどのようにブラッシュアップされるのかを 記載してください。

記載例その2 Щ (変更) [復帰後訓練実施計画

この訓練は、事業拡大、生産性の向上など原用の拡大を目的として実施するものです。訓練の実施が必要な理由について、今後の事業 15 拡大や、生産性向上などにどのように活かしていくのか、14欄に記載したスキル・経験との関連性と併せて、具体的に記載してくださ

<今後の事業拡大、生産性向上、その他雇用の拡大の取組み(見込み)を記載> 年産作日にの記されていて、記載が難しい場合は、「第1共画製削10206に定める生産性(次ページ記入展削15)を参考にするなどし て記載してください。

16欄は、届出に当たり、下記の【復帰後訓練対象労働者及

び支給対象事業主に関係する主な要件】の記載内容について 出向元事業主が承知している場合は**が**をしてください。 【復帰後訓練対象労働者及び支給対象事業主に関係する主な 復帰後訓練助成は、出向元事業所に復帰した対象労働者| そのため、訓練終了後に支給申請の審査を行った結果、 対して訓練を行った場合に助成を行うものです。 要件】

玄

復帰後訓練対象労働者及び支給対象事業主に関係する主な (1) 計画届に基づく出向の終了後に出向元事業所に復 給対象とならない場合がありますのでご承知おきください。 1 復帰後訓練対象労働者に関するもの 要件は以下のとおりです

- 帰していること。
- 復帰後訓練計画に基づいて訓練を受講すること。 訓練計画時間数の8割以上を受講していること。 (3) (5)
 - 2 支給対象事業主に関するもの

訓練を実施することにより14欄に記載したスキル・総繋がどのようにプラッシュアップされるのか>

- 復帰後訓練対象労働者に対する訓練実施期間中の \in
- 復帰後訓練対象労働者を、訓練終了日の翌日から起 賃金を支払っていること。
- していないこと。なお、解雇等とは、労働者の責めに帰 すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由 (3) 復帰後訓練対象労働者について、支給決定時までの 間に、事業主都合による解雇等(退職勧奨を含む。)を 算して6か月を超えて継続して雇用していること。

により事業の継続が不可能となったことによる解雇以 外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保 険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と 判断されるものにある。

復帰後訓練対象労働者及び支給対象事業主に関係する主な要件(次ページ参照) (かページを確認) 妻何 中担会 は左右の により

【復帰後訓練対象労働者一覧

本様式の青色のセルは様式第14号に入力した内容等

が自動で入力されます。 エクセルを使用して作成する方はオレンジ色のセルの み入力してください。

様式第14号別紙 (R4.10.1)

	R/CAMP	保式第147別棋(K4. 10. 1)	(K4. 10. 1)			1 枚中 1 枚目	_	# 14 15 16 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
	1			復帰後訓練対象労働者	配配			復帰後訓練計画は復帰後訓練对象労働者ことに作成する必要があるため、この様式に記載する労働者数は
1欄~2欄は、訓練を実施する出向元事業所におけ								原則 1 人となります。ただし、出向先事業所が同一であった 当該出向年事業所「大」、「同一の業務」、従事す
る事項をそれぞれ記入してください。	1	雇用保險適	雇用保險適用事業所番号		0-000000-0000			り、「世界日子が手がいる。」では、20mmには中から(した)者に対して行われる。 1.00mmのは、1.00mmには、1.00m
	2 4	出向元事業所の名称	所の名称		〇〇建設 株式会社			場合は、複数の復帰後訓練対象労働者を一の復帰後訓練計画にまとめることができます。この場合は、2 人以
		(1) No.	(2) 氏名	(3) 雇用保險被保險者番号	(4) 出向開始日	(5) 出向終了((予定) 日	上の労働者を記載することが可能です。
		-	訓練次郎	1111-999999-1	令和3年 11 月 1	日 令和4年10	Я 31 В	
		2	響業三郎	2222-000000-1	令和3年 11月 1	日 令和4年10	<u> Я 31</u> В	
3欄は、復帰後訓練実施計画(変更)届(様式第14号) 1- 其(き - 出向下事業形庁復陽後に訓練を実施する考					年 月	日	Я В	
この、ヨビンチャブに及びるに呼ばられる。では、こついて記載してください。					年月	日	Я В	
	1				年 月	日	Я В	
					年 月	日	Я В	
					年月	申	Я В	
					年月	申	Я В	
	n				年 月	申	Я В	
	復帰後				年 月	日	Я В	
	上				年 月	日	Я В	
	多兴				年 月	日	Я В	
	至神				年 月	日	Я В	
					年 月	申	Н Н	
					年月	日	Я В	
					年 月	日	Я В	
					年 月	日	Я В	
					年 月	申	Я В	
					年 月	申	Я В	
					年 月	日	Я В	
					年 月	1 年	Я В	
					年月	#	Я	

記載例】 【OFF-JI 部内講師要件確認書

様式第15-1号 (R4.10.1)

OFF-JT部内講師要件確認書 復帰後訓練助成 産業雇用安定助成金

令和4 年 11 月

現在

1 H

該当する要件(裏面「記入上の注意」の2を参照) 所属部署名 主な業務 1. 部内講師 役職名 る場合には、当該講師が近年についてのである。 る場合には、当該講師が次の①~③のいずれかの要件 を満たす必要があります。また、部内講師は、職業訓練 の実施した日に出勤状況・出勤時刻を確認できる事が 必要です。 ①当該職業訓練の内容に直接関係する職種に係る職業 自社従業員である部内講師により職業訓練を実施す

訓練指導員免許を有する者 ②当該職業訓練の内容に直接関係する職種に係る1級 の技能検定に合格した者

③当該職業訓練の科目・職種等の内容について専門的 な知識又は技能を有する指導員又は講師(当該分野 の職務に係る実務経験(講師経験は含まない。)が10 年以上の者)

, v			以上の者
	. 5者) が10年
	① □ 職業訓練指導員免許を有する者	② □ 技能検定1級に合格した者	③ 🗹 実務経験 (講師経験は除く) が10年以上の者
11 125 11	訓練指導	寅定 1 級	圣験 (講
	」職業記] 技能	了実務約
1		© [(3)
	K		

職業訓練指導員免許の取得状況・技能検定の合格状況(①又は②にチェックをした場合)

を 禁・ 淡林 で 占 必 年	25日 - 貝恰2714年국						
免許・資格の実施・	認定機関の名称						
免許・資格の名称	取得時期		年 月		年 月		年 月
N	NO.	-	4	G	1	c	0

職務経験 (③にチェックをした場合)

1 C C NO.	WADALES (のに/エノ/このに)	
	期間(年月~年月)	
N	(何年何ヶ月)	25 四数增加级
NO.	会社名 • 所屬 •	女贞、复约克牧 中
	職名(雇用形態)	
	平成元 年 4 月 ~ 平成10 年 3 月 ○○工場における××の製造業務に従事	製造業務に従事。
-	(9年07月)	
<u> </u>	〇×開発株式会社 〇〇工場	
	係員 (正社員)	
	平成10 年 4 月 ~ 平成22 年 3 月 ○○工場における××の製造業務に従事。また、係内の業務の管理を行う。	製造業務に従事。また、係内の業務の管理を行う。
c	(12 年 0 ヶ月)	
71	〇×開発株式会社 〇〇工場	
	係長 (正社員)	
	平成22 年 4 月 ~ 平成30 年 3 月 ○○工場における課内の業務の管理を行う。	業務の管理を行う。
c	(8年(0ヶ月)	
٥	〇×開発株式会社 〇〇工場	
	課長 (正社員)	
	平成30 年 4 月 ~ 合和4 年 10 月 ○○工場における業務の管理を行う	管理を行う。
_	(4年77月)	
,	〇×開発株式会社 〇〇工場	
	工場長(正社員)	

記載例】 [OFF-JT 部外講師要件確認書

樣式第15-2号 (R4.10.1)

産業雇用安定助成金 復帰後訓練助成 OFF-JT部外講師要件確認書

指導

部外講師氏名

令和4年11月1日 現在

	_		*	$ ag{}$	_		
					_	\	\
可社 4 社役	練の果危りの返しこと、当影踊門が次のいりれがの数イナギナナッ=メモニナ	作で満たり必要がめりまり。 ①「公共職業能力開発施設」、「職業能力開発総合大学	開発促進法第15条の7第1項ただし書	に規定する職業訓練を行う施設」、「認定職業訓練を	行う施設」、「学校教育法による大学等」、「学校教育法	第124条の専門学校」又は「同法第134条の各種学校」	に所属する指導員等

②当該職業訓練の内容に直接関係する職種に係る「職業訓練指導員免許を有する者」又は「1級の技能検定に合格した者」 ③当該職業訓練の科目・職種等の内容について専門的な知識又は技能を有する指導員又は講師であって、当該分野の職務に係る「指導員・講師経験が3年以上の者」

④当該職業訓練の科目・職種等の内容について専門的な知識又は技能を有する指導員又は講師であって、当該分野の職務に係る「実務経験(講師経験は含まない。)が10年以上の者」

0		用発施設の指	公共職業能力開発施設の指導員、大学の教員等(施設・学校名	職業能力開発総合大学校)
		員免許を有す	職業訓練指導員免許を有する者又は技能検定1級に合格した者	
		経験が3年以 新経験は除く	指導員・講師経験が3年以上の者 実務経験 (講師経験は除く) が10年以上の者	
無無	練指導員免許の取得状	況・技能検定の	職業訓練指導員免許の取得状況・技能検定の合格状況 (②にチェックをした場合)	
No.	免許・資格の名称	各の名称	免許・資格の実施・	免罪・資格の内容等
\dagger	取得時期	- 1	房所歓巡り名称	
-	147			
Ť	F	7		
2	#	В		
推師落縣	(③にチェックをした場合)	た場合)		
No.			教育・訓練機関名	内容等
†				
	#	H		
-	₹ ₹			
†	± 1			
c	#	H		
1	* #	ш		
T	44			
es				
	#	Я		
職務絡膠	要(①にチェックをした場合)	た場合)		
	華	~年月)		
-	(何年何ヶ月)	7 H)	SQL SQL SQL SQL	ADV 2012 BIN
No.	会社名 • 所属	予題・	女職、貴恕裁案中	気 が少
	職名()	(雇用形態)		
	年 月~	*	Я	
-	· (/ H)		
-				
+				
	年 月~	#	A	
2	· #	7 H)		
)			
T	年月~	#	月	
0	+)	, H ,		
,				
			-	

大郎

赤岩

(同時に提出しなければならない書類)

(1) 様式第17号復帰後訓練支給申請額内訳 (2) 樣式第18号 Off-JT 実施状況報告書 (3) 様式第6号(5) 支給要件確認申立書

記載例】 (復帰後訓練助成)

儀式第16号 (R4.10.1)

復帰後訓練計画が終了した日 の翌日から起算して6か月が経 過した日以降、当該日から起算し 2ヶ月が経過する日までの間 です。なお、申請の期日の末日が 行政機関の休日である場合は、そ の翌開庁日が期日となります。

۲

産業雇用安定助成金 支給申請書 (復帰後訓練助成)

産業雇用安定助成金(復帰後訓練助成)の支給を受けたいので、

裏而に記載の注意事項に了解し、次のとおり申請します。 なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。

代別人の、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入金、申請者が社 22項に規定する提出代行者又は同合第16条の3に規定する事務代理者の 請者の氏名等を記載してください 〒777-7777 東京都○○市×町○一○ ○○建設 株式会社 経験 磨 五名 名称 申請者が代理人の場合、 会保険労務土法施行規則 場合、上欄に事業主の、 業 代 理 人 X 事業主又は # щ 0 #

名称

提出代行者・事務代理者)

公共職業安定所経由)

社会保険労務士

0000 単 0000 8 2 電話番号 (対象者数 0000 E 総雑組 (名称 復帰 (法人である場合は代表者の氏名) 1,020,000 東京都〇〇市×町〇-5条 〇〇建設 株式会社 f在地 〒 777-777 事業主氏名 経験 磨 8 電話番号 厩 名 国・地方公共団体の補助金等の申請の有無 出向元事業所の名称及び 所在地等 雇用保險適用事業所番号 支給申請額 事務担

(職業指漢官 子屋・保長 支給決定年月日 (課長・総括) \mathbb{E} [安定所] (助成金システムから確認) (確定保険料申告書から確 5働保険料の滞納状況 ●支給決定番号 支給決定金額 安定所決裁欄 海馬 法裁權

づき訓練を実施した全ての復帰後 してください。なお、支給申請額 は、届け出た復帰後訓練計画に基 訓練対象労働者に係る復帰後訓練 支給申請額内訳(様式第17号)8欄 の合計額を記入してください。ま た、対象者数には、当該合計額の対 象となる復帰後訓練対象労働者の 人数を記入してください。

支給申請額及び対象者数を記入

配暇にあたっては、要面の記入上の注意を必ずご覧ください。

支給申請書

·復帰後訓練対象労働者が出向終了後に出向元事業所 ることの確認のための書類

(5)確認書類(2)出向終了後に出向元事業所に復帰してい

(4) 共通要領様式 支払方法·受取人住所届

に復帰していることが確認できる労働者名簿、出勤 (6)確認書類(3)復帰後訓練実施期間中の賃金の支払い状 タイムカードなどの書類

・復帰後訓練実施期間中に復帰後訓練対象労働者に対する賃金が支払われていることが確認できる賃 況等の確認のための書類 金台帳などの書類

(7) 確認書類(4)支給対象となる訓練の確認のための書類 ガイドブック P. 49に記載されている書類 以下の書類は、該当の訓練を実施した場合に必要となり

〇事業所外訓練を実施した場合

(1) 様式第8号支給申請合意書(訓練実施者)

Oe ラーニングまたは通信制により事業所外訓練を実施 した場合

(1) 様式第18号 e ラーニング訓練実施結果報告書

(2) 様式19号通信制訓練実施結果報告書 (3) 確認書類 (5) e ラーニング又は通信制による事業所外 訓練の確認のための書類

・訓練の受講を修了したことを証明するための書類 (修了証の写し等)

・e ラーニングによる訓練の実施状況が分かる書類 (TNS 情報の写し等)(e ラーニングによる訓練の場 合に限ります。)

通信制による訓練の実施状況が分かる書類(教育訓 練機関に提出した添削課題の写し等)(通信制によ る訓練の場合に限ります。)

エクセルを使用して作成する方はオレンジ色の 本様式の青色のセルは自動計算されます セルのみ入力してください

この様式は、復帰後訓練対象労働者ごとに 作成してください。 1~3欄については、復帰後訓練対象労働者 の各事項を入力してください。

4欄については、支給申請日時点で復帰後訓練対象労働者を雇用している場合は**人**してく

届け出た復帰後訓練計 **画の内容を転記してください。** 1~4欄については、

5欄については、実際に実施した訓練の開始 日と終了日を記入してください。

(賃金助成

6欄は、実際に訓練を受講した総訓練時間数 の内訳を記入してください。(6 ラーニング又 は通信制により実施した訓練は除きます。) な お、受講した総訓練時間数は、0ff-JI 実施状況報告書(様式第18号)4欄の0ff-JIの総訓 練受講時間数とそれぞれ合致させてくださ

(所定労働時間内)の内訳を記入してください。(6 ラーニング又は通信制により実施した訓練は除きます。)なお、受講した総訓練時間 数 (所定労働時間内) は、Off-JI 実施状況報 告書(様式第18号) 5 欄の Off-JI の総訓練受講時間数(所定労働時間内)とそれぞれ合致さ 7欄は、実際に訓練を受講した総訓練時間数 せてください。

記載例】 復帰後訓練支給申請額內訳

樣式第17号 (R4.10.1)

から④の計算は次のように行います 賃金助成 **⊕** 校目 校中 1 女後中諸日時点で復帰後望漢対象労働者か原用している。 (原用したいる場合は右蓋の口に入) 産業雇用安定助成金 復帰後訓練支給申請額内訳 雇用保険 被保険者番号

数は600時間を限度とします。ただし、以下の a または b に該当する場合は、訓練時間数に 1人あたりの時間単価は300円です。なお、時間 は含めません。

8欄では、訓練に係る支給申請額を算定します。①

- a eラーニング又は通信制により実施された 事業所外訓練
- b 復帰後訓練対象労働者の所定労働時間外 において実施された訓練(所定休日を予め 振り替えて実施した場合を除く)
 - 経費助成(事業所内訓練) 2

小数第30

時間換算 400 時間】

計量

能型業時間

望様計画の 総置練時阻数 受課した 総置練時国数

ロ 教育訓練機関等へ委託して行うOff-JT (事業所外訓練)

事業主が自ら運営するOff-JT(事業所内訓練)

Я 31 年 10

日向終了日

压名

訓練の名称

アにより実施する事務所外当譲

通信制により実施する事業所外訓練

時間幾算【 400 時間】小敷第3位

終了日

実際の 訓練の実施期間

終了日 開始日

開始日

訓練計画の 訓練の実施期間

時間

時間換算 400 8訓練時間 400 8回練時間 400

収録した装置業事医教 (所定労働専門内)

田台田

材費・教科書代です。a、b、cを合計した額を総 事業所内訓練で支給対象となる経費は、a外部 講師の謝金・手当、b施設・設備の借上げ費、c教 受講者数の値で除して支給見込額を算出します。 なお、a 外部講師の謝金・手当は、1 時間当たり 3万円を限度とします。

③欄 経費助成(事業所外訓練)

事業所外訓練で支給対象となる経費は、訓練 の受講に際して必要となる入学料、受講料及び 教科書代等です。

経費助成の合計額 4

教材費·教科書代

b 施設・設備の借上げ費

医输腔阻数

部講師の謝金・手当

田士

日報

当様の総受講者数

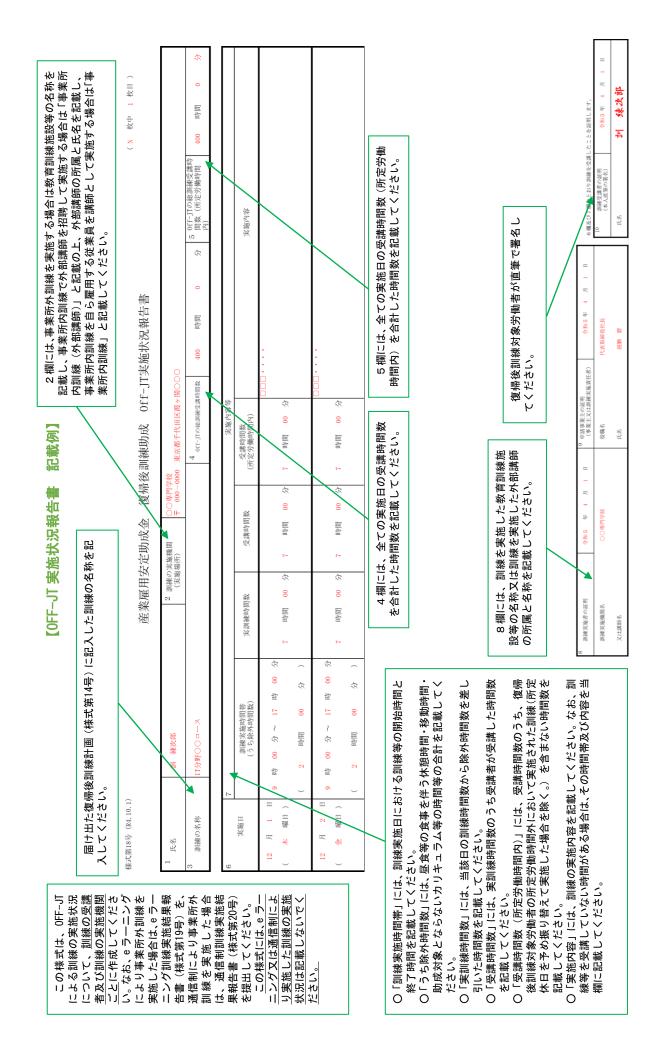
※復居後回採助成外の衛者以外へ会に

1人あたりの入学科、受講科及び教科書代等 事業所外訓練 (2欄のロに該当する場合) の支給見込額)

②欄と③欄の合計額です。ただし、経費助成の 支給限度額は、対象者1人あたりにつき30万 円です。②欄と③欄の合計額が30万円以上の 場合は30万円となります

の合計額です。 F **音費助成の合計額 ※②及び③の合計と、30万円(支給限度額)を比較し、少額であるほうが経費助成の額になります。** 支給申請額

JT の賃金助成及び経費助成に対する助成 9欄の支給申請額は、8欄で算出した Off-



記載例】 【e ラーニング訓練実施結果報告書

eラーニング訓練実施結果報告書

#	F業所名	Õ	〇龍知	〇〇電気 株式会社		2 復帰後訓練対象 労働者氏名	練対象		教育	三郎	
3 後	帰後訓練対象 動者の業務内容					〇〇サービスの営業	音楽				
4 3%	練の実施期間	全和4年 11月	11.8	H.	₹.	令和5年 12月 31日	12月	31 H	<u> </u>	24v.H	Ē

(以下の実施結果報告は訓練の受講者本人が作成してください)

1~4欄には、6 ラーニングによる訓練を実施した復帰後訓練対象労働者について、事業主が記載し

てください。

11.人材育成講座

毎度Fony所は適当を集めれチュッタとしてにおい。 「PA・業主命令により労働時間中に当該副権を実施し、当該副権を実施した時間中の資金が、適正に支払われて

「V・業・等」を含まる。

「A ・業・等 である。」

「A ・業・等 である。」

「A ・業・等 である。」

「A ・ままん。

「A ・ままん。」

「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん。」
「A ・ままん

復帰後訓練対象労働者本人が直筆で署

名してください。

訓練受講者の署名

Щ

(事業主記載職)*以下のARJは当ず5場合はチェッをLでださい。 17 2種の労働者の労働時間中に上記のとおり部権を受けさせ、受講時間中の賃金を適正に言**なっていま**す。 上記の内容に割がなったとを追用します。

出向元事業主の証 代表者役職名 代表者役職名

Н

※本書のほか、5冊に記載した講座を受講したことの証明として、修了証等及でNTMS (Learning Management System.)による受講状況が確認できる書類を添付してください。

6欄には復帰後訓練対象労働者本人が、eラーニングによる訓練により学んだことを、出向先事業所で従事した業務により新たに得たスキル・経験との関連性とともに、具体的に記載してください。また、学んだことを今後の業務にどのように活かしていくかについても、具体的に記載してください。

復帰後訓練対象労働者本人が直筆で署 名してください。 毎年での時に担当でBehtzニッタにつくになった。 第一年の時にはいう労働時間中に当該副縁を実施し、当該副縁を実施した時間中の賃金が、適正に支払われ レ・注: 12 当該副機に係る費用(支端料や製料業代等)の一切を負担していき社が 12 当該副機に係る費用(支端料や製料業代等)の一切を負担していき社が (学業主記機器)をEFOMをE2番号を組合は下amのとおり製練を受けさせ、受講時間中の質金を適正に支払っています。 M 2體の労働者の労働時間中に上記のとおり製練を受けさせ、受講時間中の質金を適正に支払っています。 EBOM客に配置します。 H 1.0vH 記載例】 単信 华 ※本書のほか、4冊に記載した課価を支講したことの証明として、修了証等及び訓練機関に提出した 添削課題等の書類を落けしてください。 (以下の実施結果報告は訓練の受講者本人が作成してください) 30 B 通信 【通信制訓練実施結果報告書 合和4年 11.9 2 受講者氏名 通信制訓練実施結果報告書 訓練受講者の署名 (本人直集の署名) 申請事業主の証明 令和5年 Ħ 田 東京事務所 30 ⊞ 11,9 11.9 22 H 23 B 11,4 ₩ ₩ Ш Ж Ш Ж ₩ ₩ ∰ ∰ 一份 11.8 11.月 和4年 様式第20号(R4.10.1) 訓練の実施期間 11月 9日 11月29日 事業所名 11.8 1~5欄には、通信制訓練を実施した事業主が復帰 後訓練対象労働者について、記載してください。 6欄~8欄には復帰後訓練対象労働者本人が、実施 した通信制訓練について具体的に記載してください。